

官報

昭和六十一年四月四日

○第百四回参議院會議録第九号

昭和六十一年四月四日(金曜日)

午後六時三十分開議

○議事日程 第九号

昭和六十一年四月四日

午後四時開議

- 第一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、昭和六十一年度一般会計予算
- 二、昭和六十一年度特別会計予算
- 三、昭和六十一年度政府関係機関予算
- 四、日程第一及び第二

- 一、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 二、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 三、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、

昭和六十一年四月四日 参議院會議録第九号 議事日程追加の件 昭和六十一年度一般会計予算外二件

昭和六十一年度一般会計予算
昭和六十一年度特別会計予算
昭和六十一年度政府関係機関予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長安田隆明君。

審査報告書

昭和六十一年度一般会計予算
昭和六十一年度特別会計予算
昭和六十一年度政府関係機関予算
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十一年四月四日
予算委員長 安田 隆明
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算及び昭和六十一年度政府関係機関予算並びに財政投融資計画は、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図るため、特に、歳出の徹底した削減合理化を行うとともに、併せて、歳入面においてもその見直しを行い、これにより公債発行額を可能な限

り削減することとして、(1)既存の制度・施策について見直しを行い、経費の徹底した削減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮し、(2)時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、当面の行政改革の具体化方策について、(3)既定の方針に基づき改革合理化措置を着実に実施し、(4)税制面においては、税制全般にわたる抜本的見直しとの関連に留意しつつ、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に順み、税負担の公平化、適正化を一層推進し、(5)公債発行額は、以上の歳入面と両面の努力により、前年度当初発行予定額より七千三百四十億円減額すること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面で、財政法第四條第一項ただし書の規定による公債五兆七千億円、〔昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(仮称)〕の規定による公債五兆二千四百六十億円、合計十兆九千四百六十億円の公債金収入を予定するほか、租税特別措置の整理合理化及びたばこ消費税の引上げ等税制改正を行うとともに、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとして行っている。

歳出面では、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うなど徹底した削減合理化を行い、特に補助金については、地方に同化・定着した事務・事業の一般財源化、補助率の総合的見直し、その他廃止・合理化等徹底した整理合理化を積極的に進めるとともに、総額を厳しく圧縮するなどの措置を講ずることとしている。

一般会計予算の総額は、歳入歳出とも五十四兆八百八十六億四千三百四十四万円で、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入百兆二千四百一億四千三百一十九万九千円、歳出百兆二千六百十億二千八百七十三万三千円である。

なお、特別会計の数は、電源開発促進対策特別会計は三十七で昨年度と同数である。
また、政府関係機関の数は、日本国有鉄道は十一で昨年度と同数である。
右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

昭和六十一年度一般会計予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年三月八日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十一年度特別会計予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年三月八日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十一年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年三月八日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

〔安田隆明君登壇、拍手〕

○安田隆明君 たいま議題となりました昭和六十一年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
昭和六十一年度予算は、財政改革を一層推進するため、歳出の徹底した削減合理化と歳入面の見直しにより、公債発行を可能な限り削減する方針に従って編成されておりますが、その内容は既に竹下大蔵大臣より財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

昭和六十一年四月四日 参議院会議録第九号 昭和六十一年度一般会計予算外二件

予算三案は、一月二十四日国会に提出され、一月三十一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月十日から審議に入りました。自來、本日まで審査が行われてまいりましたが、その間、従来の地方公聴会にかえ、二月二十五、二十六の両日、内外経済問題、中期展望に立つた財政、税制改革問題について前駐日英大使ヒュー・コータツツイ君外五名の参考人から意見聴取を行いました。三月二十日公聴会を開き、四月一日対外経済援助・円高問題の集中審議を、四月二、三日の両日委嘱審査を行うなど、終始慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

以下、質疑の主なるもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、経済問題に関する質疑として、予算編成後、円高も一段と進み、デフレ圧力が加わって政府見通しの実質経済成長率四％の達成は困難ではないか。経済摩擦を克服し内需主導型経済に移行させるには、公共投資の追加や減税等財政政策の転換を図るべきで、今後の情勢に応じ弾力的な政策運用が必要と思うがどうか。民活導入による内需拡大に当たって、東京湾横断道路のような大型プロジェクトだけでなく、山間僻地のスモールプロジェクトも含めれば地方経済の活性化に役立つのではないかと等々の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣及び関係各大臣より、「円高は当初、経済にデフレをもたらすが、物価の安定から実質所得が増大し、年度後半には内需拡大が期待できるので、必ずしも成長を低下させるとは限らない。景気は、非製造業の設備投資意欲が強く、住宅投資や消費も底がたい状況であり、さらに最近の二度にわたる公定歩合引き下げに加え、六十一年度予算成立後直ちに総合経済対策を打ち出すこととしており、実質四％の成長は達成可能である。内需振興のため、政府は公共投資を六十年度補正で六千億円措置し、本予算でも事業量を前年度比四・三％増加させたほか、住宅減税の拡充等を行っているが、今後も財政金融等

適時適切な対応をするつもりである。民活事業は中央に偏りがちだが、今回、全国規模で技術開発・企業化施設整備等の民活掘り起こしを行い、法案として提出しているが、さらに生活関連プロジェクトも拾い上げて民需の拡大に役立てるつもりである」旨の答弁がありました。

なお、昨年九月以来急激な上昇を続けている円高に関連し、「貿易摩擦解消のため政策誘導したはずの円高が行き過ぎていないか。円高で苦しむ輸出関連や下請の中小企業をどのように救済するか。膨大な為替差益を早急に国民に還元すべきではないか」等の質疑があり、これに対し、中曽根総理大臣及び登壇日本銀行総裁等より、「円高ドル安への急激な変動は、米国の債務国への転落と膨大な財政赤字が根本原因である。望ましい円レートの水準は言えないが、実体経済を反映するように関心を払っており、行き過ぎや急激な円高及びレートの乱高下には日本銀行が適切に対処していく方針である。中小企業に対しては、政府は特定中小企業者転換法により信用保証の別枠措置や税金の還付等を行っているが、今後、事業転換融資等の助成も行っていく。また、下請いじめが起きないよう通達を出す一方、下請等中小企業対策推進本部を設置し、相談に応じ、下請へのしわ寄せがあれば法律により適正に措置する。円高差益は市場メカニズムを通じ国民に還元されるよう、やみ再販等の防止に努め、政府が価格に関与し得る電力、ガスについては、円高に加え、原油値下がりの利益分を見きわめ、五月を目途に国民経済に役立ち、かつ消費者にも利益が還元されるよう措置したい」旨の答弁がありました。

財政・税制に関する質疑として、「中曽根内閣発足以降の実績から見て、不可能と思われる六十一年度財政再建に固執することは財政、経済にゆがみを残すので弾力的な政策運営に転換すべきではないか。六十五年度財政再建の公約を堅持する」とすれば、赤字公債脱却の手段と方策を定量的に示してもらいたい。六十一年度予算に公務員給与

改善費が計上されていないが、予想される年間経費を当初予算に盛り込むとの予算編成の原則に反し、既に補正を想定する欠陥予算ではないか。また、円高や原油値下がりにより名目GNP成長率が低下し、歳入欠陥になるおそれはないか。税金の不公平感を是正するため、サラリーマンの給与所得控除制度を実額控除に改める考えはないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣及び竹下大蔵大臣より、「六十五年度赤字公債脱却は容易ではないが、赤字依存体質を続けると財政体系にゆがみを生じ、一たび柔軟な対応を許せば歳出圧力等で今までの努力が水泡に帰することになる。政府は、六十五年度までに赤字公債を脱却し、その後対GNP比国債残高を減らすとの二段階の目標を掲げて財政改革を進めることが適切な政策選択であると考えている。六十五年度赤字公債を脱却する具体的な手順とそのための定量化した計画は、これまで政府が国会に提出してきた「財政展望」の収支の見直し作業を初め、増税額や歳出削減額を具体的に算定することによって策定は困難である。したがって、「財政の中期展望」等をもとに、要調整額や制度改正、NTT株の売却等の施策を考慮しつつ、国民の合意を見定めながら、可能な限り定量化に近づける努力をしていくことにしたい。給与改善費はそのときどきの財政状況に応じて適切に措置しており、今回一％を計上しなかったことで人事院勧告を尊重しないとか欠陥予算とかの批判は当たらない。政府としては今年度の人事院勧告を予測できないが、そのときの財政事情で十分に対応するつもりであり、またできる範囲内のものと考えている。経済の名目成長率が一％変動した場合、機械的計算では税収が四千億円変動する。しかし、六十一年度税収は名目成長率から単純に算定しているわけではなく、予算編成時点でも知り得る課税実績や政府経済見通しの諸指標を基礎に個別税目ごとの積み上げであり、これに大きな狂いが生ずることはない。サラリーマンが税制に不満

や不公平感を持っていることは承知している。給与所得控除の性格、仕組みがわかりにくい上に、事業所得等が申告納税になっているのに、給与所得は大半、年末調整で処理されることが不満を残す一因である。税制調査会では、給与所得控除について新たに実額控除を導入し、現行の概算控除との選択制をとる際の問題点を総合的に議論しており、適切な答申が出ることを期待している」旨の答弁がありました。

国鉄問題に関する質疑として、「政府が進めている分割・民営の国鉄改革に国民は不安を感じているが、政府の基本的考え方を聞きたい。分割後、地域によっては、収支均衡が図れず、大幅な運賃値上げと地方交通線の切り捨てが起こるのではないかと。余剰人員問題の処理は三年間ぐらいかけてなだらかに行うべきではないか。また、国の機関が率先して大量に雇用すべきではないか。長期債務の処理方針をただしたい」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに三塚運輸大臣等より、「過去十数年間に五回以上の国鉄改革を試みたが、厳しい交通機関の変化に公社制度がより弾力的に対応できず失敗した。今回、経営の責任体制を改め、労使関係の正常化を図り、さらに企業規模を適正範囲にとどめる六分割に踏み切ったが、これ以外の改革の方策はないと確信している。分割後の北海道、四国、九州三島の経営も、民鉄並みの軽量経営と地域鉄道としてのサービス向上及び経営安定基金からの受け入れで独立採算が可能である。運賃値上げは毎年度五％程度で、これは物件費や賃金の上昇等運営コストを賄うために必要な範囲内である。地方交通線は地域住民の足として、ニーズに合った運行、運営によって維持発展させていくものと考えている。余剰人員の雇用対策は、新経営体へ後向きな負担を持ち込まないよう、昨年十二月に雇用対策の基本方針を閣議決定し、清算事業団の仕事としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部

門の採用は三万人を目標に、國は本年秋までに具體的分野の採用目標数を煮詰める予定である。なお、六十一年度は各省庁とも目標を上回る採用を決定している。長期債務処理は、従来の元利償還を新経営体の負担としないことを基本に、まず國鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価益等で埋め合わせ、残った十六兆七千億円は國民が負担することにした。最終的には用地処分等が終る三年後以降に國の責任で処理する」旨の答弁がありました。

社会保険に関する質疑として「一括予算算をシングルリングで削減し続ける」と社会保険制度の崩壊につながるが、これを避けるための社会保険特別会計構想や年金目附税の創設について政府の考えを聞きたい。国立病院・療養所の統廃合は、国が受け持つべき経営困難な地域医療からの撤退であり、昨年の医療法改正の趣旨にも反するのではない。老人医療の有料化に続いて、六十一年度、老人に対する医療費負担の強化を行うのは弱者へのしわ寄せで認められない」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣及び今井厚生大臣等より、「社会保障費が高齢化や年金の成熟化により自然増が避けられないので、一般会計と分離して負担と給付の関係を明確にするとの構想は示唆に富み、極めて有効な考え方である。しかし、特別会計の対象範囲、財源等国の財政全体にも関連する問題なのでよく検討してみたい。年金目的税は、既に提出した人とうでない人との公平性や、新規巨額な税負担に対する国民の理解、さらに目的税特有の財政上の硬直化等なお検討すべき課題が多く、社会保障特別会計との関連を含め、幅広く検討したい。国立病院・療養所の再編成は、人口の高齢化、疾病構造の変化、医学の急速な進歩等により、高齢化、多様化した医療内容に国立の医療機関が指導的役割を果たせるよう質的強化を図ろうとするものである。地域的一般医療は極力他の経営主体にゆだねる一方、国立の医療

機関はより広域を対象に高度の専門医療、臨床研究、教育研修に重点を移していきたいと考えている。高齢化社会を迎えて老人医療費の増加は避けられないが、二十一世紀でも安心して老後を託せる老人保健制度を確立するには、世代間の公平、医療保険制度間の均等負担、さらに老人自身の負担と給付のバランス等の施策の組み合わせが必要である。今回は老人の所得水準等を勘案し無理のない負担をお願いしており、全体として真にやむを得ない措置である旨の答弁がありました。

の参加は、核廃絶の国際世論に逆行し、宇宙の平和利用をうたった国会決議にも反するので、やめるべきではないか。中期防衛力整備計画で導入するOTHレーダーの設置は、米国が軍事機密を理由に解析ソフトの提供を認めない危機があり、収集した情報を米国に提供するだけのものとなつて、集団自衛権的行動に該当するのではないかと、等の質疑がありました。

これに對し、中曾根總理大臣、安部外務大臣及び加藤防衛庁長官より、「SDIは、核兵器による大量破壊と相互死滅の核戦略構想が実行されなないよう、核兵器を地上より追放する戦略構想であり、我が国は米国の研究に理解を示している。我が国の研究参加については、米国に派遣した第三次官民調査団の報告を待つて慎重に検討し、方針を決定するつもりである。その際、政府が国会決議を尊重することは当然である。OTHレーダーは、専守防衛の立場から有益と考え、導入を検討しているもので、我が国独自で運用できる設備であり、日本の防衛のために情報収集するのが目的で、他国との情報交換は国益に基づき自主的にを行い、これらは集団自衛権には該当するものではない。」旨の答弁がありました。

フィリピンの政変に伴い、マルコス前大統領の不正蓄財問題が論議され、「日本の企業が蓄財に関与した疑いがあり、真相究明のため企業名等を公表すべきではないか。また、これまでの我が国

の経済援助のあり方は、国民の血税で賄われていることの認識に欠ける点があつたのではないか等の質疑がありました。

より、「日本は民生の安定と福祉の向上を目的に経済援助を行ってきたが、フィリピン問題の情勢が事実とすれば甚だ遺憾であり、真相究明に努力するとともに、援助のあり方も改めるべき点は改めることにしたい。いわゆるマルコス文書の受注企業名の記述については、それなりの重みを持つものと受けとめているが、当事者であるフィリピン政府と関係企業の基本利害、日比関係全般に係る問題等、公表文書を含め、政府は慎重の上にも慎重に検討している段階であり、現時点では契約当事者でない政府が企業名を確認できる立場になれない。しかし、交換公文の取り決めは外務省の責任で行っており、可能な限り国会の真相究明に協力したい。経済援助について、我が国は慎重な事前審査、調査を行い、また評価調査をも実施するなど、きちようめんに処理しており、援助が不当に使用されることはないと思う。しかし、今回露骨な報ぜられたことは残念で、これを契機にこれまでの援助のあり方全体を見直すことにし、さらに第三者を含めた評価体制を拡充強化していきたい。」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたって行われまし
たが、その詳細は会議録によって御承知願いた
いと存じます。

なお審査の過程で、予算の空白を回避するため政府は暫定予算を提出すべくであるとの提起があり、理事会において検討を重ね、さらに政府を代表し後藤田内閣官房長官より、「本年度においては諸般の事情を勘案し暫定予算の提出は行われず、来年度以降は参議院の予算審議が円滑に進められるよう一層の努力を払うとともに、予算の年度内成立が期待し得なくなった場合、諸般の情勢を勘案し、財政法第三十条の規定により対処するよう努力する」旨の回答を受けて、理事会として

は、来年度以降は国民生活に影響を与えないよう配慮して財政法第三十条の規定に基づいて対処すべきであり、これを当委員会の決議とすることにより意見が一致し、委員会の承認をいただきました。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤三吾君が反対を対、自由民主党・自由国民会議を代表して遠藤政夫君が賛成、公明党・国民会議を代表して大川清幸君が反対、日本共産党を代表して佐藤昭夫君が反対、民社党・国民連合を代表して抜山映子君が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十一年度予算三案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君） 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫 秘書 日本社会党を代表して、なだいま議題となりました昭和六十一年度予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。

三年有余方月、私は中曾根内閣がますます危険な軍備拡大への道をひた走っていると断ぜざるを得

ません。総理は、防衛費のGNP比一％の突破を言に続き、アメリカ世界核戦略から引き出されたS・D・Iにまで理解と参加を示唆する発言を繰り返

民の心から大きく乖離し、厳しく糾弾されなければなりません。

また、中管轄内閣が金料玉条にしていた行政改革は、今やそのつまみ食いでお茶を濁す結果に終わっている。行政改革本来の目的である大企業向け補助金、中央省庁の地方に対する権力温存のための零細補助金の整理、また汚職の温床となりのやすい一部官僚の天下りや特殊法人の整理には手をつけず、教育、福祉の切り捨てと、財界主導に

よる国鉄分割・民営化によってその負担を国民と地方に転嫁することによって終わらせようとしております。

さらには、最大の政治課題である財政再建は、中曽根内閣公約の「六十五年度特例公債脱却」が既の実現不可能となっているにもかかわらず、我々の追及に対し、言を左右に逃げ回り、その政治責任を明確にしようとはしませんでした。中曽根総理は、シャープ税制以来の抜本的税制改革を打ち上げて、大幅減税をしきりに喧伝しておりますが、大型間接税の導入を税制改革の中心に据えようとする実質増税案であることは明らかであります。

また、マルコス前フリビソ大統領の蓄財及びODAに絡むリベート問題に対する政府の対応は、総理の「一日も早い全容の解明」という口先だけの答弁とは逆に、平泉経企庁長官の暴言が示しますように、早くもやみからやみへと奔り去ろうとする意図が見え隠れしており、このような姿勢は断じて許すことはできません。なお中曽根内閣が国会軽視、国民不在の独善的政治を続けるならば、いつの日か厳しい国民の審判が下ることを強く警告し、以下、順次反対の理由を具体的に申し上げます。

反対理由の第一は、中曽根内閣最大の公約である「六十五年度特例公債脱却」が完全に不可能であるにもかかわらず、中曽根内閣が一向にその政治責任をとろうとしないことであります。

中曽根内閣の三年間の実績を見ると、特例公債の削減額の合計は当初計画の六割にも満たず、そのために六十二年以降は毎年度一兆三千百億円ずつ減額しなければならないのであります。しか

し、これが過去の実績に照らし完全に不可能であることは火を見るより明らかであります。中曽根内閣が六十五年度特例公債脱却の旗をおろさないとするならば、五十九年度財確法の附帯決議によって、政府には特例公債脱却に至る具体的手順と方策を国民の前に明らかにする義務があります。しかし、これに対する政府の答弁は、「財政の中期展望」がそれにかわるものであるとの一点張りであり、その義務と責任を逃れております。「財政の中期展望」は、財政再建の手順を示したものではありません。これほど国民を愚弄した答弁はなく、政府に強く反省を求めるとともに、直ちに財政再建に至る具体的手順と方策を明らかにするよう強く要求するものであります。

反対理由の第二は、中曽根内閣の「増税なき財政再建」が連年の増税によって既に有名無実化している上に、本年のたばこ消費税の抜き打ち的引き上げによって完全に崩壊したことであります。政府がみずから決めた増税なき財政再建のたばこも毎年の増税によって抜け落ち、中曽根内閣四年間の増税額は総額実に六千七百九十億円にも上っているのであります。六十一年度はさらに、政府税調の答申が出された後、たばこ消費税を引き上げるといふ暴挙を冒したのであります。しかも大蔵大臣は、たばこ消費税引き上げは新たな税目によるものではないので増税には当たらず、いわば摩擦的増税であるなどと詭弁を弄し、その言動に全く反省の姿勢が見えないのは、国会と国民に対する挑戦と言わねばなりません。

反対理由の第三は、一般歳出を四年連続マイナに抑制したと言いつつ、実はそれが全く見せかけの圧縮にすぎないことであります。

六十一年度予算においても、一般会計圧縮のために政府がこれまで常套手段としてきた厚生年金、国庫負担などの先送りは言うに及ばず、国鉄借入金、金利子の国債償還上等々、一般歳出圧縮のためのありとあらゆるこそこな手段が相次ぐに及んで、既に再三にわたり我々が指摘したように、こうした負担の先送り、ツケ回しが、何ら財政再建に役立つものではないばかりか、将来先送りした分だけ利子を伴って返すべくもくる実質的な隠れた国債発行とも言うべきものであります。にもかかわらず、いまだその返済計画の一端すら明らかにされていないことは、財政民主主義の観点からも断じて容認できず、かつ財政法違反のおそれすらあると言わざるを得ません。政府は直ちにその返済計画を国民の前に明らかにするよう強く要請しておきます。

さらに重大なことは、歳出圧縮のために給与改善費を全く計上しておらず、必要経費の歳出予算未計上の欠陥予算であり、財政法第十四条違反の疑いすら極めて濃厚と言わざるを得ません。あらかじめ予見可能な歳出を計上せず、補正予算を前提にした予算は前代未聞、このような欠陥予算は断じて容認できません。

反対理由の第四は、本予算が軍備拡張をもくろんだ著しい防衛費突出予算である一方、福祉切り捨てによる国民及び地方への負担転嫁の予算以外の何物でもないことであります。

財政窮迫を理由に、政府は、社会保障予算を切り捨てる一方、防衛予算の著しい突出を許し、ついに六年連続防衛予算が社会保障予算の伸びを上回るという異常な事態に至っております。この

間、社会保障費の平均伸び率が二%の低率に甘んじている一方で、防衛費だけは七%の高率で拡大しており、このまま放置すれば我が国が軍事大国への道を歩む危険が極めて大きいと断ぜざるを得ません。いや、既にその道を歩んでいると言っても過言ではありません。

それに引きかえ、生活保護費等の社会保障を中心とする地方への補助金削減は、六十年限りの措置であるとの政府公約をほごにし、六十一年度予算で再び削減の断行と期限の三年延長を強行しようとしているのです。政府はさらに、児童扶養手当、老人福祉あるいは失業対策事業費等々の補助率をさらに引き下げようとしているではありませんか。加えて、老人保健法の改正では、患者負担の引き上げを初めとして、国民に負担増を押しつけようとしています。政府の施策はことごとく、弱者、すなわち取りやすい者から取るという国民負担の増大に直結するものばかりであり、もはや「揺りかごから墓場まで」の福祉国家の理念は投げ捨てられたと言わねばなりません。中曽根内閣こそ、戦後最悪の軍事大国指向、福祉切り捨て内閣であると断ぜざるを得ず、このような予算は到底容認できるものではありません。

反対理由の第五は、六十一年度予算に所得減税が盛り込まれていないことであります。中曽根総理は、シャープ税制以来の抜本的税制改正をうたい上げ、その後も六十一年度減税実施におけるとおきながら、衆議院予算審議段階に於ける二兆三千億円の野党四党の統一減税要求に対し、これを拒否し続けました。しかも政府は、政府の示す減税案が低所得者の負担増、高所得者の優遇であり、その財源を明確にせよという

我々の追及に対しては、ことごとく税調での審議にゆだねてお逃げ回り、政府みずからの考えを一切示そうとしません。このような税調を隠れみのとする政府のこそくな態度には怒りすら覚え、断じて認めることはできません。もし、本予算委員会での、衆議院における与野党書記長・幹事長会談の合意事項どおり、本年中に成案を得たならば直ちに実行に移すとの大蔵大臣の約束がはごにされるようなことがあるならば、それこそ国民に対する重大な背信行為であるということを警告しておかなければなりません。

以上、六十一年度予算に反対する主な理由を申し述べましたが、中曽根総理は民主主義を前進させると唱えながら、実はその言葉とは裏腹に、その行動は民主政治の否定につながるものばかりであります。国鉄分割、民営化問題、返却市池子弾薬庫跡地利用問題、三宅島米軍機夜間飛行訓練基地建設問題などはもとより、マルコス疑惑に見られる情報秘匿に至るまで、国民の意思をじゅうりんし、その要望にこたえず、かつまた、治安維持法にも似た有事立法やスパイ防止法の立法をたくらみ、国民から自由と民主主義を奪おうとしている中曽根政治は、戦後、国民が嘗々として築いてきた平和と民主主義に対する重大な挑戦であり、戦後最悪の非民主政治と言わざるを得ません。おごれる政治は必ずや民衆の力で倒されることはマルコス前フリピン政権の例を引くまでもなく明らかであります。

最後に、本年度も予算の成立が四月にずれ込みながら、政府の怠慢によって暫定予算が提出されず予算の空白を生ぜしめていることは、法治国家として許されるものではありません。今回は与党

ですら暫定予算編成を求めたにもかかわらず、政府は実行を怠りました。かつて我が国がGHQの占領下にあった昭和二十五年、当時の池田大蔵大臣は三日間の暫定予算を編成しました。ところがGHQの許可が得られず、このとき初めて三日間の予算空白が生じたのであります。当時の我が国政府には、一日たりとも予算空白は許されないと確固たる認識があったことは会議録からも明らかであります。これこそ占領政策によって無理やり引き起こされた戦後財政史上の一大汚点であったのであります。

しからは、今日の予算空白は何によるものでありましょうか。いまだ我が中曽根政権は占領下にあるのでありましょうか。我が国が民主主義国家であり、法治国家であるというのなら、この財政法違反によって裁かれるのはだれでありましょうか。予算委員会における暫定予算に関する決議を踏まえ、六十二年以降は一日たりとも予算の空白を起すことのないよう政府に強く要請し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 降矢敬義君。

〔降矢敬義君登壇、拍手〕

○降矢敬義君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和六十一年度予算三案に対し、賛成の討論を行います。

昨今の我が国経済、財政をめぐる環境にはまことに厳しいものがあります。二度にわたる石油ショックからようやく立ち直り、順調に拡大を続けてきた国内景気は、諸般の情勢からそのテンポを緩めつつあり、さらに国際協調のためとられた円高誘導がこれに追い打ちをかけるのではないかと心配もあります。また、こうした円高によっ

て輸出が伸び悩む中にあっても、原油価格の下落、Jカーブ効果などのため、貿易収支の黒字幅は依然高水準を続けることが予想され、内需拡大に対する内外の要請とその必要性は一層高まっております。

一方、財政に目を転じますと、「増税なき財政再建」の達成に向けた政府の懸命なる努力のいかもあって、毎年度の予算における公債の依存率は徐々に低下しているなど財政は逐次改善されてきてはおりますものの、なお国債費の膨張等に見られることごとく予断を許さない状況にあり、今後も引き続き行財政改革を強力に推進していく必要があります。

昭和六十一年度予算案は、内需拡大と行財政改革というこの二つの大きな政策課題に全面的かつ十分にこたえる内容となっており、賛成をする次第であります。

以下、具体的に賛成の理由を申し上げます。

第一は、引き続き行財政改革を強力に推進されたことであります。

社会保障制度を初め、行政全般にわたる制度、施策の改革を行うなど、歳出の徹底した節減合理化に努められ、一般会計予算を前年度に比べわず

か三兆増加の五十四兆八百八十六億円にとどめ、行政的経費である一般歳出予算に限ってみれば、前年度より十二億円少ない三十二兆五千八百四十二億円と、昭和五十八年度以降四年連続の前年度減額を達成したのであります。また、歳入面では、負担の公平化、適正化のため、租税特別措置の整理合理化や税外収入の可能な限りの確保を図っております。このように歳入歳出面にわたる努力の結果、国債発行額は前年度当初予算額より

七千三百四十億円減額された十兆九千四百六十億円となり、国債依存度も二〇・二％と、特例国債発行の始まった昭和五十年以降で最低の水率となっております。

この際、老人保健制度の改革について言及いたします。高齢化社会が本格化する二十一世紀に向けて、その長期的安定と世代間の負担の公平化を進めるため、案分率と負担のあり方に改正を加えるとともに、介護を要するお年寄りのための中間施設等、本制度の充実を図ることにしたことは適切であると考えます。また、補助金のあり方につきましても、補助金問題検討会の報告の趣旨を踏まえて検討を加え、地方の自主性がより発揮されるよう事務事業の見直しを積極的に行いながら、補助率の引き下げ等総合的見直しを行っております。これは現在の国と地方の財政状況を考慮するならば、やむを得ない措置と思われるますが、地方財政への影響については、たばこ消費税の引き上げ、地方債の増発等により十分手当てがなされております。

第二は、こうした歳出抑制に努力を傾ける中で、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に對しては、財源の重点的、効率的配分が図られていくことでもあります。

まず、社会的、経済的に弱い立場にある方々に対し、重点的、効率的に福祉施策を推進するたため、高齢者や身体障害者に対する在宅福祉の充実、高齢者の就業機会の確保等の諸施策が講じられております。いかに財政が苦しいとはいえ、真に困っておられる方々に対しては手厚い保護が必要で、この点、高齢者、身体障害者の方々に對してきめ細かな配慮がなされており、高く評価す

るものであります。

次に、経済協力費については、前年度に比べ六・三％増と、厳しい財政事情の中にあっても大幅な伸びを確保し、特に政府開発援助については七％の増加と、一般会計の主要項目中最高の伸び率を示しております。現在、原油を初めとして一次産品の価格の下落から発展途上国の経済は深刻な状況にあります。これらの国々へ援助の手を差し伸べることは、その国民生活の安定に寄与するばかりでなく、ひいては世界経済の活性化にもつながるものであり、まことに適切な措置であります。また、このことは国際国家を目指す我が国の使命でもあります。

さらに、中小企業を取り巻く国際環境の変化に対応した施策が講じられております。最近の急速な円高により影響を受ける中小企業が拡大しておりますが、こうした中小企業に対し、企業経営の調整、事業転換の円滑化等、対策の充実を図っておりますことは時宜にかなったものであります。

このほか、私学助成の推進、基礎研究費の充実といった文教及び科学技術の振興、エネルギー対策の推進、正面装備の更新近代化等による防衛力の整備などにも重点が置かれております。これらは我が国が今後一層の発展を遂げるため、また安定した国民生活を維持するため極めて重要であります。中々防衛関係費の充実、経済協力と同様、国際社会における我が国の責務を果たすという面から見てもまことに重要なことであり、評価いたします。

第三は、内需拡大のため特段の努力をしていることであります。

円高の進行等により、我が国の景気の先行きに

ついてはやや警戒すべきものがあり、また貿易収支が依然高水準にあることから見て、海外からの批判が一層高まっているところであり、したがって、国内景気を維持するため、そして諸外国からのこれらの要請にこたえるためにも、内需の拡大はぜひとも実現しなければなりません。このため、政府は厳しい財政事情に配慮し、一般会計の公共事業費を前年度に比べマイナスに抑制しつつも、地方自治体の公共事業の拡大や財政投融資の積極的な活用など種々の工夫により、一般公共事業の事業費については前年度の伸び率を上回る四・三％の伸びが確保されております。

このほか、住宅建設促進のための減税を進め、民間活力の導入を促進するため必要な税、財政上の措置を講ずるとともに、東京湾横断道路などの建設にも着手されております。これらの措置により、拡大のテンポを緩めつつある我が国経済は、内需を中心に再び活性化されると思われ、また同時に、海外からの批判にも十分こたえられることになるものと期待するものであります。

以上、昭和六十一年度予算案に賛成する主な理由を申し上げますが、最後に若干政府に要望しておきたいことがあります。

昨年九月のG5以来、急速な円高が進行しております。円高は、それ自体我が国の国力の強さを示すものであり、好ましいことではあります。これが余りに急激だったため、既に中小企業を中心に影響が出始めており、当面こうした円高によるデフレ現象が深刻化するのではないかと懸念されるのであります。もちろん円高には実質所得の増加等経済的なメリットもありますが、当面はデフレ現象の方がより強くあらわれるのではないかと

と思われまします。したがって、政府におかれましては、公共事業の前倒し等財政金融政策の機動的、弾力的運営に配慮されるとともに、円高による差益還元の実施など、円高による経済的効果を一刻も早く引き出し、我が国経済の安定成長に役立てるようお願いするものであります。

なお、経済協力の推進は、国際国家としての責任を果たす意味で重要な施策でありますので、この実施に当たっては、従来にも増して適正で効果的、効率的に行われるよう強く要請いたします。

以上をもちまして、昭和六十一年度予算案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 太田淳夫君。

「太田淳夫君登壇、拍手」

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和六十一年度総予算案に対し、反対の討論を行うものであります。

円高デフレが懸念され、景気の転換点にある我が国経済にあつて、内需拡大をまずもって図ることが緊要であります。このことは、財政再建を推し進める上でも、また貿易摩擦問題を緩和するためにも最優先の課題なのであります。また、昭和六十一年度予算は、行財政改革の着実な推進を図るとともに、国民生活の防衛、さらには高齢化社会に対応した福祉水準の向上を図るという面から大きな役割を果たさなければなりません。

しかるに、政府予算案は、二年連続で所得税減税を見送ったのを初め、たばこ消費税等約四千億円に及ぶ増税を断行して「増税なき財政再建」を形骸化させ、一般会計の公共事業費も三年連続で削減させております。加えて、国民生活、国民福祉

に重大な影響を及ぼす老人医療保険制度の改悪や国鉄運賃、国立大学授業料等公共料金的大幅引き上げを断行し、我が国が抱える課題に何らこたえていないことは極めて不当だと言わざるを得ません。

以下、順次、反対の理由を申し述べます。

反対する理由の第一は、我が国経済の最大の課題である内需拡大に積極的な取り組みをしていないことであります。

政府は、六十一年度経済見通しにおいて、実質成長率を内需主導の四％と見込み、民間機関の平均的予測である三％成長と比べて高目の予測をしております。しかし、政府予算案にはこの目標を達成するための政策的裏づけが全くといってよいほど見当たりません。個人消費の低迷が内需拡大の最大の障害となっているにもかかわらず、二年連続で所得税減税が見送られ、所得税率の累進構造から国民は実質増税を余儀なくされております。

しかも、景気動向の地域的偏行性を改善し、国際水準と比較して立ちおくれた我が国の社会資本を充実させようとする観点は何ら見受けられず、長期間にわたり公共事業費の削減が続いていることは納得できないのであります。私は、この際、二兆円規模の大幅な所得税減税と公共事業費の追加を強く求めるとともに、与野党の幹事長・書記長会議の合意事項を政府・自民党が誠心誠意をもって速やかに実行するよう再度要求するものであります。

反対する理由の第二は、昨年九月のG5以降、政府主導によってもたらされた急激な円高誘導策が国内経済に無用の混乱を及ぼしていることでありま

五十三年の円高局面を上回る史上最高値を突破した今回の急速かつ行き過ぎの円高に対しては、米國に協調逆介入を断られ、我が国単独での逆介入を余儀なくされる羽目にまで追い込まれたのであります。しかも今回の円高は政府の手によって政策誘導された性格が色濃く、その犠牲を一方的に中小企業や國民に強いるやり方は断じて許されません。既に輸出関連中小企業や地場産業では輸出契約のキャンセルが相次ぎ、操業短縮や企業倒産に追い込まれている現実を政府はどう理解しているのでしょうか。私は、政府に対し、行き過ぎた円高を速やかに安定化させ、輸出関連中小企業等への万全な措置を講ずるとともに、円高差益の還元や輸入品の適切な値下げ等円高メリットを國民に広く均てんさせるよう強く要求するものであります。

さらに、行き過ぎた円高を放置することが円高デフレを一層深刻化させ、企業収益の悪化による税収の伸び悩みから、六十年度に引き続いての歳入欠陥につながるおそれ強いことを警告するものであります。

反対する理由の第三は、政府による財政再建目標が完全に破綻し、財政再建を大きく後退させていることでもあります。

これまで幾度もつくられてきた政府の財政再建目標がごとく失敗に終わってきたことは周知の事実であります。中曽根内閣の財政再建目標もこれらの例に漏れず、六十五年度赤字国債脱却に必要とされた一兆円の赤字国債減額幅は、五十九年度五千二百五十億円、六十年年度七千二百五十億円、六十一年度四千八百四十億円と目標額を大幅に下回り、残り四年間毎年度一兆三千百億円の赤字国債を減額することは到底不可能なのであります。この間、社会保障関係費を抜いて最大の歳出項目となった国債費は、歳出全体の約五分の一を占めるに至り、財政の硬直化が一段と強まっておりあります。

しかも、政府による財政再建が一般歳出の抑制ということのみに目を奪われているため、公務員給与改善費を計上しないという欠陥予算をもたらし、特別会計や財政投融資を通ずる予算操作を繰り返して、厚生年金や國民年金等の国庫負担を後年度に先送りしていることは極めて不当な措置であります。こうした実情を覆い隠し、シャープ勧告以来のゆがみを是正する税制の抜本改革と、言葉巧みに大型間接税の導入を図ろうとする中曽根内閣の態度は断じて許されません。

反対する理由の第四は、政府予算案が國の負担を地方財政に転嫁させようとしていることであり、六十年度限りとされた地方自治体向けの高率補助金の一律削減措置が今後三年間にわたって継続され、さらに国庫補助率が一段と削り込まれたこととは決して許されることではありません。財政の帳じり合わせのためにとられたこのような措置は、行財政改革とはおよそかけ離れたものであり、実質的に福祉、文教施策を後退させるものであります。しかも、行政事務の再配分、自主財源の確立など地方自治確立の取り組みがなされないまま、負担だけが転嫁されるのは本末転倒と言わざるを得ません。地方の行財政改革を図るためには、まず國の権限の地方自治体への移譲を促進し、地方の行財政改革を阻んでいる補助金行政、

必置規制などを改めるところから始めるべきであります。

反対する理由の第五は、福祉、文教などの政策経費が軒並み抑制される中において、防衛関係費を大幅にふやし、その伸び率を異常に突出させていることでもあります。

政府予算案の防衛費の伸びは、六十年度と同様に給与改善費一分を加えたと七・〇四%にも達し、六十年度の六・九%をも上回る突出ぶりとなっております。防衛費の対GDP比率も〇・九三%と、政府公約である一%枠とのすき間はわずか二百三十五億円にすぎないのであります。申すまでもなく、防衛費の対GDP比一%枠は、我が國政府が内外にわたって宣言した重要な平和政策の一つであるとともに、國民世論の大宗をなすもので、この政策変更は絶対許されるべきものではありません。私は、昭和六十一年度の防衛費が人事院勧告の増額を含めても対GDP比一%以内に確実におさまるよう、経費節減等の措置を講ずることを強く要求するものであります。

最後に、六十一年度予算案に關連して、政府に一言申し上げます。

米國からマルコス文書が公表され、我が國の経済援助がマルコス比前大統領の不正蓄財に利用されている疑いが濃厚となつてきております。國民の貴重な税金が一政権担当者の私腹を肥やすために使われたとしたら、これほど國民を愚弄するものはほかにないではありません。にもかかわらず、政府が円借款にかかわる受注企業名、受注額等の公表を拒否するなど、疑念解明に背を向けていることは断じて容認できないのであります。私は、この際、マルコス疑惑の徹底的究明を果たし、この問題をうやむやにすることが絶対にないよう、政府に対し強く警告を与えるものであります。

また、本予算成立が執行年度にずれ込み、暫定予算の提出が必要であつたにもかかわらず、政府がこれを提出せず、予算の空白を生じさせたことは、財政民主主義をないがしろにするもので断じて許されません。六十一年度予算審議に当たって、従来の委員長見解を大幅に格上げした委員会決議が行われたことで暫定予算の提出が義務づけられたことの重みを政府・与党が十分に認識し、六十一年度以降、万全の措置を講ずることによって予算の空白を絶対生じさせないよう求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 立木洋君。
〔立木洋君登壇、拍手〕
○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、一九八六年度予算案に反対の討論を行うものであります。

この予算案は、世界に例を見ない國家財政の破綻にもかかわらず、レーガンの世界戦略を補完する軍拡や市場開放、さらに民間活力の名による財界奉仕の犠牲と負担をすべて國民に押しつける最悪の予算であります。

今日、既に明らかのように、核戦争阻止、核兵器完全廃絶は人類の死活的緊急課題として國際政治の日程に登場し、我が國でも既に九百四十を超える自治体で「非核・平和宣言」が行われ、その住民は六千二百万人を超えて我が國人口の過半数を占めるに至っています。これこそ核兵器の完全な一掃を求める國民の意思の確固としたあらわれであります。ところが、中曽根内閣は、既に破綻が

昭和六十一年四月四日 参議院會議録第九号 昭和六十一年度一般會計予算外二件

明白な核抑止と均衡論の立場に固執し、核兵器の使用をも容認するとしてアメリカの核戦略に積極的に加担し、S D Iによる宇宙への核軍拡にまで手をかそうとする態度は、国民の願望を踏みにじり、世界の反核、平和の潮流への許しがたい挑戦と言わなければなりません。

さらに、中曽根内閣は、この日米安保体制の強化と同時に、安全保障會議設置法、国家機密法の再提出に見られるように、日本型ファシズムとも言うべき反動政治を推し進めようとしていることは極めて重大であります。中曽根首相は今国会で、侵略戦争の最大の責任者である天皇を平和主義者と称して史実をねじ曲げ、主権在民の原理と全く相入れない反動的皇国史観をあらわにしました。天皇在位六十年の大キャンペーンや皇太子の訪韓、訪中計画などは、明らかに憲法を逸脱する国政関与であり、この時代錯誤の反動性は、天皇元首化をたくらむ憲法改悪への政治的反動として断じて容認することはできません。

現在、フリーピンで示された人民の力によるマルコス独裁政権の崩壊は、日本政府の対外経済援助政策がアメリカの世界戦略を補完し、大企業の新植民地主義的海外進出を促進するものであることを暴露し、その対外経済協力をめぐる政官財の黒い癒着の構造を明らかにさらけ出しています。規模や質においてかつてのロッキード事件をはるかにしのぐこの深刻な構造的疑惑を政府は徹底して説明する重大な責任を有するにもかかわらず、フリーピン援助での受注企業名や契約額などの公表さえ拒否し、日本への政治資金の還流の疑惑の究明をも放置しようとする態度は断固糾弾されなければなりません。

以下、予算案への反対の理由を述べます。

反対する第一の理由は、アメリカの核戦略に我が国を一層深く組み込む大軍拡予算にあります。これは、O T H レーダーの配備、エイジス艦の新規導入などを新たに盛り込んだ中期防衛力整備計画の初年度分として、F 15、P 3 C の大量導入の予算化を見ても明らかであります。軍事費の総額は三兆三千四百億と一般歳出の一〇%を超え、六年連続の突出予算となっており、中曽根内閣はこの三年間に軍事費を二九・三%増、G N P 一%増させ放棄しようとしています。これは、アーミテージ米国防次官補が、日本の防衛力が着実に増強されれば太平洋に進出しようとするソ連軍のほとんどが日本の監視下に置かれると述べ、日本の軍事分担の拡大を期待していることに照応するものであります。

こうして、これまでの政府答弁の枠さえ踏み出して、米側の一千海里シーレーン防衛、洋上防空の要求にこたえ、さらに今国会でのシーレーン有事など新たな拡大解釈に明らかにならうに、日米共同作戦体制に積極的に加担するものであります。これは我が党が国会で追及した米海軍の上瀬谷通信基地における核爆発を想定した電磁パルス対策や、自衛隊の核防護、放射線研究などとともに、我が国をアメリカの核戦争計画へ一層深く組み込む危険なものであり、断じて容認できません。

反対の第二の理由は、社会保障、福祉破壊の第二ラウンドに突入する予算としてさらに国民に犠牲を強いながら、他方では民活の名による新たな財界奉仕の予算であることにあります。これまでの老人医療費の増額、本人の医療費の一部負担に加えて、老人医療費を三倍から十倍

に引き上げる老人保健法の再改悪や国立医療機関の統廃合は、国民が健康に生きる権利を奪う暴挙であります。働かない老人がいっぱい、いつまでも生きておって二十一世紀は灰色だという閣僚の暴言にこそ、冷酷非情な中曽根政治の実態が端的に示されているのであります。中曽根首相は、地元長寿園廃止にあくまで反対する住民の強い意思が、生きる権利を求める死活の要求を示していることを知るべきであります。さらに、補助金の一括カットによる国庫負担の削減は、生活保護の締めつけを初め、老人ホームや保育所、障害者施設など、福祉の面での後退をより一層進めることは必至であります。こうして中曽根内閣のもとで社会保障は形骸化され、変質させられようとしているのであります。

ところが、財界に対しては、民間活力と称して、東京湾横断道路や明石海峡大橋などの超大型プロジェクトに対する割引債の発行、無利子融資などの大盤振る舞いが続けられ、さらに国公有地の放出、各種規制の緩和や金融、税制上の優遇策などに見られるように、財界奉仕の新たな段階を画するものとなっています。このことは、首都圏では狂乱地価の再来とも言わなければならないし、重大な環境破壊をもたらすものであります。

特に、分割・民営化による国鉄解体は、これまでの政府の責任を放棄し、財界に新たな利権を提供するものにはなりません。それは国民の足が企業の営利本位によって奪われるというのみでなく、国鉄などの国有地を払い下げて大企業の思うままに任せ、一方で三千七兆円の借金の後始末を国民に転嫁し、犠牲を押しつけるものとして断じて認められないものであります。

反対の第三の理由は、アメリカの大軍拡による財政赤字と、日本の輸出大企業の過酷な労働力搾取による異常な競争力に起因する日米経済摩擦に對し、政府はその根本原因を放置したまま、アメリカの要求に応じて市場を開放し、その犠牲のすべてを労働者、農民、中小企業に押しつけようとしていることです。

政府による急激な円高誘導で輸出関連中小企業、地場産業の深刻な不況や倒産が増大し、農業での所得の減退など、被害は重大化しているものであります。しかし、こうした深刻な事態にあっても、政府は中小企業対策費や農業、漁業関係予算を削減し、真の内需拡大に必要な大幅な賃上げや減税を行わず、今日に至るも何ら有効な対策をとっていないのであります。我が党は、行き過ぎた円高の是正、円高関連中小企業対策本部の設置による有効策の実施、円高差益、原油値下がり益などの還元、円高緊急融資の金利を激甚災並みの三%に引き下げるなどの緊急対策を求めるものであります。

最後に、日本共産党は、中曽根内閣の戦後政治の総決算路線による憲法じゅうりんの反国民的政治を厳しく糾弾し、核戦争阻止、核兵器廃絶、国民生活防衛、民主主義擁護のため奮闘することを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 井上計君。

(井上計君登壇、拍手)

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました昭和六十一年度予算三案に對し、一括して反対の討論を行います。昨年九月のG 5を契機として、急激な円高により輸出関連を中心とする我が国の景気は急速に悪化しております。さきに政府から発表された全国

主要産地における円高の影響調査によれば、為替相場が今後一年間一ドル百八十円から百九十円で推移するとした場合、大半の産地で生産が大幅に減少し、甚だしきは前年比八〇％も減少する産地もあると予想されております。また、採算レートについては、すべての産地、ほとんどの企業が二百四十円から二百四十円の範囲と回答し、しかもこのうち約六〇％の企業が、ぎりぎりの採算点は二百二十円と答えておるのであります。したがって、最近のように百八十円前後の円高基調が続く限り、これらの企業は転産業以外に道はなく、暗い前途への不安におののいている状態にあります。

このように、危機的な事態に直面する業者がふえつつあることは、我が党の最近の調査においても明らかであります。また、このような危機に陥っているのは、単に中小企業者ばかりでなく、大企業においても急速に経営内容が悪化し、下請中小企業へのしわ寄せやあるいは雇用不安の状態も起きており、円高の影響による不況は予測以上の急テンポで拡大しつつあります。そのほかにも、構造不況業種は円高の追い打ちに遭って、長年の合理化努力が水泡になりつつあります。内需、外需を問わず、我が国産業全体の問題に拡大されているのであります。

以上のような深刻な状態に落ち込んでいる我が国経済は、このほかにもさらに大きな難問題を幾つか抱えております。すなわち、対外経済摩擦の解消、増税なき財政再建の達成、外需依存型経済から内需主導型経済への転換等々、すべて容易ならざる課題ばかりであります。このように、我が国の存亡にかかわるような重大な時期にもかかわ

らず、政府は、依然として具体的な内容に乏しい民活にのみ依存する経済運営の考え方を速やかに改め、直ちに転換をしなければ、これらの重要課題の解決は到底不可能と云えるのであります。

したがって、この際早急にとるべき手段は、縮小均衡型の経済運営を拡大均衡型へと転換することであり、大幅な所得税減税の実施と公共投資の拡充、赤字国債脱却に対する弾力的な対応などの積極的な財政政策を推進することが必要であると考えるのであります。同時に、政府は、これまで行ってきた単純一律的な歳出削減、機械的、硬直的な国債減額方針、減税の見送り、公約に反する増税の連続等々、財政の果たすべき景気調整機能を無視した経済運営は、我が国経済の適正成長を妨げ、税収の伸び率は鈍化し、財政の一層の悪化を招いてきたことを謙虚に受けとめ、反省すべきであらうと考えるものであります。

このように、厳しき今日の経済情勢から脱却するためには、かねて我が党が主張し、提案しているように、行財政改革を推進しつつ、六十五年度赤字国債脱却という方針を見直し、財政の景気調整機能を生かした積極財政政策を推進することにより適正成長を実現し、税の自然増収の確保を図っていくことが、中期的には財政再建への早道であることを認識すべきであります。この点についても政府の善処を強く求めるものであります。同時に、積極財政政策の一環として、建設国債の発行をふやすことでもあります。この問題は政府・自民党内においても既に議論が交わされていると聞いておりますが、政府はこれまで赤字国債脱却にのみ目を奪われて、国土保全と社会資本の充実という、いわば見返りとなる資産を生む公共

投資財源の建設国債についても発行を抑制し続けおけることは、木を見て森を見ざる政策と言わざるを得ないのであります。このような混同は、長期的視点に立った財政運営の必要と、経済情勢に見合った財政運営の重要性に対する認識の欠如と誤りと言わざるを得ないのであります。

もちろん、建設国債であっても、過剰な債券市場への放出は、民間資金の締め出しや財政インフレを招来する危険性を有していることは当然であります。しかし、市場の状況に応じた発行を行うことにより、それらの危険性は十分に回避し得るものであり、また現在の貯蓄超過のもとにあっては、財政インフレの心配もなく、増額発行の余地は十分にあるものと考えております。このような見地から、我が党は、建設国債の適度な発行を主な財源とする公共投資の拡充とその有効利用を図るよう、政府に強く求めるものであります。

以上の理由のほか、六十一年度予算案は、国民の強い願いであった二兆円以上の大幅所得税減税並びに政策減税を見送っていること、本格的な行財政改革が十分であること、増税なき財政再建のための具体的計画と政府方針が全く明らかでないこと、福祉と国民生活が後退するような施策があること、見せかけの歳出抑制を行っていること、財源不足を理由に地方にツケ回しをしてつじつま合わせをしているような予算があること等々、多くの難点があり、我が党としても容認できるものではありません。以上が反対する主な理由であります。しかしながら、このように多くの不満と修正を要求すべき六十一年度予算案ではありますが、先ほど来述べてきたように、現在我が国経済の置か

れている事態はまことに重大な局面に立たされておるといふ認識に立ち、かつ現在の与野党の勢力からして、いずれは成立し得る状況にある以上、我が党は野党ではありませんけれども、あえて批判を受けることを承知の上で、暫定予算の提出を避け、さらに自然成立を待つことなく、一日も早い本予算の成立のために努力した理由をこの際明らかにしておくものであります。

したがって、この上は速やかに景気振興対策を実施すること、そのためには公共事業の大幅な前倒し発注、中小企業に対する特別融資の拡大と金利引き下げ等の融資条件の緩和を初め、あとう限りの積極的な財政運営を直ちにを行うべきであります。また、そのために必要とあらば、早期に補正予算を編成し、実効性のある総合的な景気対策を実施し、国民の期待にこたえるよう最善の努力を傾注することをこの際強く希望するものであります。

最後に、さきに与野党間で協議され、合意に達した所得減税、政策減税の六十一年度実施等々については、政府・自民党が誠実に対処することを強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(木村睦男君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(木村睦男君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(木村睦男君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一票

白色票

百三十四票

青色票

九十七票

よって、三案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百三十四名

安孫子藤吉君 井上 吉夫君
井上 孝君 井上 裕君
伊江 朝雄君 岩動 道行君
石井 一二君 石井 道子君
石本 茂君 板垣 正君
岩上 二郎君 岩崎 純三君
岩本 政光君 上田 稔君
浦田 勝君 江島 淳君
遠藤 要君 遠藤 政夫君
大河原太一郎君 大木 浩君
大島 友治君 大城 眞順君
大鷹 淑子君 大坪健一郎君
大浜 方策君 岡田 広君

岡野 裕君 岡部 三郎君
長田 裕二君 加藤 武徳君
海江田鶴造君 梶木 又三君
梶原 清君 金丸 三郎君
上條 勝久君 亀井 久興君
亀長 友義君 川原新次郎君
河本嘉久蔵君 北 修二君
工藤万砂美君 熊谷太三郎君
倉田 寛之君 藏内 修治君
源田 実君 小島 静馬君
小林 国司君 古賀雷四郎君
佐々木 満君 佐藤栄佐久君
斎藤栄三郎君 斎藤 十朗君
坂野 重信君 坂元 親男君
沢田 一精君 山東 昭子君
志村 愛子君 志村 哲良君
鳴崎 均君 下条進一郎君
杉元 恒雄君 杉山 令華君
鈴木 省吾君 世耕 政隆君
関口 恵造君 曾根田郁夫君
添田増太郎君 田沢 智治君
田代由紀男君 田中 正巳君
高木 正明君 高平 公友君
竹山 裕君 谷川 寛三君
土屋 義彦君 出口 廣光君
徳永 正利君 名尾 良孝君
内藤 健君 中村 太郎君
中山 太郎君 仲川 幸男君
夏目 忠雄君 成相 善十君
西村 尚治君 長谷川 信君
秦野 章君 服部 安司君
初村滝一郎君 鳩山威一郎君

反対者(青色票)氏名

九十七名

林 健太郎君 林 寛子君
林 道君 原 文兵衛君
松垣徳太郎君 平井 卓志君
福岡日出磨君 福田 宏一君
藤井 孝男君 藤井 裕久君
藤田 栄君 藤田 正明君
藤野 賢二君 降矢 敬義君
星 長治君 堀内 俊夫君
堀江 正夫君 真鍋 賢二君
前島英三郎君 前田 勲男君
増岡 康治君 増田 盛君
松浦 功君 松尾 官平君
松岡清寿男君 水谷 力君
宮澤 弘君 宮島 晃君
宮田 輝君 村上 正邦君
最上 進君 森下 泰君
森田 重郎君 森山 眞弓君
矢野俊比古君 安田 隆明君
柳川 覺治君 山崎 龍男君
山内 一郎君 山本 富雄君
吉川 博君 吉川 芳男君
吉村 眞事君 野末 陳平君

菅野 久光君 鈴木 和美君
瀬谷 英行君 高杉 勉忠君
竹田 四郎君 対馬 孝且君
中村 哲君 野田 哲君
浜本 万三君 福岡 知之君
松前 達郎君 松本 英一君
丸谷 金保君 村沢 牧君
目黒今朝次郎君 矢田部 理君
安恒 良一君 安永 英雄君
山田 譲君 和田 静夫君
飯田 忠雄君 大川 清幸君
太田 淳夫君 刈田 貞子君
桑名 義治君 塩出 啓典君
白木義一郎君 鈴木 一弘君
田代富士男君 多田 省吾君
高木健太郎君 高桑 栄松君
鶴岡 洋君 中西 珠子君
中野 明君 中野 鉄造君
二宮 文造君 馬場 富君
服部 信吾君 伏見 康治君
藤原 房雄君 三木 忠雄君
峯山 昭範君 矢原 秀男君
和田 教美君 市川 正一君
上田耕一郎君 小笠原貞子君
近藤 忠孝君 佐藤 昭夫君
下田 京子君 立木 洋君
内藤 功君 橋本 敦君
宮本 顯治君 安武 洋子君
山中 郁子君 吉川 春子君
井上 計君 伊藤 郁男君
柄谷 道一君 栗林 卓司君
小西 博行君 三治 重信君

関 嘉彦君 田 哲也君
中村 鋭一君 坂山 映子君
秦 豊君 藤井 恒男君
柳澤 鍊造君 山田 勇君
田 英夫君 青島 幸男君
喜屋武眞榮君 下村 泰君
青木 茂君 木本平八郎君
阿貝根 登君 中山 千夏君
山田耕三郎君

○議長(木村睦男君) 日程第一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

審査報告書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月二日

商工委員長 下条進一郎

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、化学物質の安全性確保対策の一層の充実が求められている現状にかんがみ、化

学物質の安全性の評価に関する国際的動向を勘案しつつ、生物の体内に蓄積する性質は有害なもの、難分解性及び有害性があるため、その製造、輸入使用等の状況によつては、環境汚染を通じて人の健康に係る被害を生ずるおそれがある化学物質についても所要の措置を講ずることとし、このため新規化学物質の製造又は輸入に際してこれらの性状の有無についても事前に審査することとするとともに、これらの性状を有する化学物質について、その使用状況等に応じた必要な規制を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十一年二月二十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

「第三章 特定化学物質に関する規制(第六条 第二十二條)」

第四章 雑則(第二十三條 第三十三條)

第五章 罰則(第三十四條 第三十九條)

「第三章 第一種特定化学物質に関する規制(第二十三條 第二十五條)」を
第四章 第二種特定化学物質に関する規制(第二十六條 第二十八條)に改める。
第五章 罰則(第二十九條 第三十一條)

質に関する規制(第六条 第二十二條)に関する措置(第二十三條 第二十五條)を「物質に関する規制(第二十六條 第二十八條)に改める。」

第一条中「難分解性等」を「難分解性に、」と改める。
「その有する性状等」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第二項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、同項第一号中「その有する性状等」に改め、同条に次の四項を加える。

3 この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号の一に該当し、かつ、その製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある化学物質(前項第一号に該当するものを除く。)であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が前号に該当するものであること。

4 この法律において「指定化学物質」とは、前項

各号の一に該当する疑いのある化学物質(同項各号の一に該当する化学物質で第二種特定化学物質として指定されていないものを含む。)で厚生大臣及び通商産業大臣が指定するものをいう。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第四条第五項に規定する試験の試験成績に基づいて前項の指定を行うものとする。

6 厚生大臣及び通商産業大臣は、第四項の規定により一の化学物質を指定化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

第三条第一項中「前条第二項各号のいずれにも該当しない」を「同条第一項第三号に該当する」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第一種特定化学物質
第三条第一項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二種特定化学物質

四 指定化学物質(第二十五條の規定により指定を取り消されたものを含む。)

第四条第一項各号を次のように改める。
一 第二条第二項各号の一に該当するもの
二 第二条第三項各号の一に該当する疑いのあるもの(同項各号の一に該当するものを含む。第四項において同じ。)

三 第二条第二項各号に該当せず、かつ、同条第三項各号に該当する疑いのないもの

四 第一号又は第二号に該当するかどうか明らかなでないもの

第四條第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「同項第一号又は第二号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「第二号第二項各号のいずれにも該当しない」を「第一項第三号に該当する」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の命令を定めるに当たっては、化学物質の安全性の評価に関する試験の項目の設定についての国際的動向その他化学物質の安全性の評価についての技術上の基準に関する動向に十分配慮するよう努めなければならない。

第四條第三項の次に次の一項を加える。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項及び第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第二号第三項各号のいずれに該当する疑いのあるものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該化学物質につき同条第四項の規定による指定をするものとする。

第五條中「が第二号第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の」を「について同条第三項又は第四項に規定する」に改める。

「第三章 特定化学物質に関する規制」を「第三章 第一種特定化学物質に関する規制」に改める。

第六條、第七條、第九條及び第十一條中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第十二條第一項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

定化学物質」に改め、「製造の状況等からみてその」を削り、「前条第一項の許可を」を「同項の許可を」に改める。

第十三條、第十四條、第十五條第一項、第十七條第二項、第十八條第二項及び第十九條第一項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第二十一條第一項第四号中「第二十四條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同条第二項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第二十二條(見出しを含む。)中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第三十九條中「又は第二号第二項」を「第二号第一項又は第二号第二項」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第四十六條とする。

第三十八條中「第三十四條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十五條とする。

第三十七條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十六條第一項若しくは第二項」を「第三十三條第一項若しくは第二項」に改め、同条第三十三條第一項若しくは第二項に改め、同条第三十二條に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第四十四條とする。

二 第二十三條第一項又は第二十六條第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十六條中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「許可を受けないで」を「規定に違反して」に改め、同条第二号中「第十五條第一項」の下に「規定に違反して」を加え、同条を第四十三條とする。

第三十五條中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「届出をしないで」を「規定に違反して」に改め、同条に次の二号を加え、同条を第四十二條とする。

三 第二十四條第一項の規定による指示に違反した者

四 第二十六條第一項又は第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した者

第三十四條中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、同条第三号中「許可を受けないで特定化学物質」を「規定に違反して第一種特定化学物質」に改め、同条を第四十一條とする。

第五章を第六章とする。

第三十三條中「第二十二條及び第二十三條」を「第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十條」に、「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、「第二十二條の規定を」の下に「第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十六條第一項及び第二十八條第一項の規定を」を加え、「第十五條第一項及び第二十三條」を「第十五條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十條」に改め、第四章中同条を第四十條とする。

第三十二條第一項第一号中「第二十五條第一項」を「第三十二條第一項」に、「第二十六條第一項」を「第三十三條第一項」に、「行なう」を「行う」に改

め、同項第二号中「第二十三條」を「第二十七條第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第二十九條」に、「第二十五條第二項」を「第三十條の規定による指導及び助言、第三十二條第二項」に、「第二十六條第二項」を「第三十三條第二項」に、「勧告」を「技術上の指針の公表、勧告、指導、助言」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は前項第二号に規定する大臣を、前項第二号に規定する大臣又は第一項第二号に規定する大臣」に、「又は第十七條第二項の主務省令で定める技術上の基準又は第二十七條第一項の主務大臣が公表する技術上の指針」に、「きく」を「聴く」に改め、同条を第三十九條とする。

第三十一條を第三十八條とし、第二十八條から第三十條までを七条ずつ繰り下げる。

第二十七條中「主務大臣に対し、第二十二條又は第二十三條の規定による」を「次の各号に掲げる」に改め、「ことを」の下に「それぞれ当該各号に掲げる大臣に対して」を加え、同条に次の各号を加え、同条を第三十四條とする。

一 第二十二條に規定する措置 主務大臣

二 第二十四條第一項に規定する指示 厚生大臣及び通商産業大臣

三 第二十六條第四項の認定 厚生大臣及び通商産業大臣

四 第二十九條の勧告 主務大臣

第二十六條第一項中「又は届出使用者を、届出使用者又は第二十六條第一項の規定による届出をした者」に改め、同条を第三十三條とする。

第二十五条第一項中「又は届出使用者」を、「届出使用者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者」に改め、同条第二項中「第二十三条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条第一項中「附し」を「付し」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十三条中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、第二種特定化学物質以外の化学物質について第二十三条の要件に該当すると疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入の制限又は使用方法の改善に関し必要な勧告をすることができる。

第二十三条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第三十条 主務大臣は、指定化学物質又は第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該指定化学物質又は第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として当該指定化学物質又は第二種特定化学物質を使用する者その他の業として当該指定化学物質又は第二種特定化学物質を取り扱う者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 第二種特定化学物質に関する規制等

第一節 指定化学物質に関する措置

(製造数量等の届出)

第二十三条 指定化学物質を製造し、又は輸入した者は、通商産業省令で定めるところにより、指定化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

ただし、試験研究のため指定化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、指定化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の指定化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が通商産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(有害性の調査)

第二十四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、一の指定化学物質につき、第二条第五項の試験成績その他当該指定化学物質に関して得られている知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該指定化学物質が同条第三項各号の一に該当するものであるとすれば、当該指定化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該指定化学物質について同項各号の一に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該指定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた

者であつて通商産業省令で定めるものを含む。）に対し、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る指定化学物質が第二条第三項各号の一に該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があるとき、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

4 第四条第七項の規定は、第二項の規定による判定について準用する。

(指定化学物質の指定の取消し)

第二十五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定化学物質が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

- 一 第二種特定化学物質に指定されたとき。
- 二 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第二条第三項各号に該当しないと認めるに至つたとき。

第二節 第二種特定化学物質に関する規制

(製造予定数量の届出等)

第二十六条 第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入する者又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの（以下この条及び第四十二条において「第二種特定化学物質使用製品」という。）を輸入する者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、当該第二種特定化学物質の製造予定数量若しくは輸入予定数量又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入予定数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため、第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入するとき、又は第二種特定化学物質使用製品を輸入するときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の届出に係る事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（前項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を超えて製造し、又は輸入してはならない。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造、輸入及び使用の状況、第二種特定化学物質に対する次条及び第二十八条の規定による措置の実施の効果等に照らし、当該第二種特定化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するためには、当該第二

昭和六十一年四月四日 参議院會議録第九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

二七六

種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二種特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事態が生じたときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨の認定をするものとする。

5 通商産業大臣は、前項の認定があつたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量(第二項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの)を変更すべきことを命ずることができ、この場合においては、第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

7 第十三条第二項の規定は、第一項の政令について準用する。

(技術上の指針の公表等)

第二十七条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質を使用する者その他の業として第二種特定化学物質を取り扱う者(以下この節において「取扱事業者」という。)がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めると

きは、当該第二種特定化学物質に係る取扱事業者に対し、その技術上の指針を勧告して、当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができ、これを告示するものとする。

(表示等)

第二十八条 厚生大臣及び通商産業大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 取扱事業者は、第二種特定化学物質又は前項の政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものを譲渡し、又は提供するとき、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の規定に違反する取扱事業者があるときは、当該取扱事業者に対し、第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを勧告することができる。

附則第四条を次のように改める。

第四条 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した既存化学物質名簿に記載されている化学物質(この法律の施行後新たに製造又は輸入が行われることとなつた化学物質で第三条第一項第二号から第四号までに掲げる化学物質以外のものを含む。)のうち、厚生大臣及び通商産業大臣が環境庁長官の意見を聴いて特に第

四条第五項に規定する試験を行う必要があると認めるものにつき、当該試験を行つた場合(当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合を含む。)には、第二条第五項の規定の適用については、当該試験の試験成績(当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合における当該知見を含む。)は、第四条第五項の試験の試験成績とみなす。

附則第五条を削る。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(下条進一郎君登壇、拍手)

〇下条進一郎君 たいだいま議題となりました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、化学物質の安全性確保対策を一層充実する必要性にかんがみ、人の健康を損なうおそれのある化学物質については、その環境汚染を防止するため、新規化学物質の事前審査制度の充実、化学物質の事後管理制度の導入並びに事業者に対する指導及び助言等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、化学物質等による環境汚染防止のための総量規制の考え方、半導体工場

で使われる化学物質による環境への影響及び労働災害の防止対策、PCB等のその後の回収・処理状況、安全性試験のコスト上昇と企業の負担増などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

〇議長(木村睦男君) 日程第二 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本富雄君。

審査報告書

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月三日

大蔵委員長 山本 富雄
参議院議長 木村 睦男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく資本取引のうち届出を要しないものを定める等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十一年三月二十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四号」の下に「及び第二十二条第二項」を加える。

第二十二条第一項中「第二十四条第一項」を「第一号に掲げる資本取引のうち、本邦にある外国為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引で当該外国為替公認銀行における当該取引に係る資金の運用又は調達に関する経理が特別国際金融取引勘定において

整理されるもの及び第二十四条第一項」に改め、

同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する特別国際金融取引勘定(以下この項において「特別国際金融取引勘定」という。)とその他の勘定との間における資金の振替その他の特別国際金融取引勘定の経理に関する事項及び特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に当該取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認その他必要な事項については、政令で定める。

第二十二条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「特別国際金融取引勘定」とは、本邦にある外国為替公認銀行が、非居住者(外国法令に基づいて設立された法人その他政令で定める者に限る。以下この条において同じ。)から受け入れた預金その他の非居住者から調達した資金を非居住者に対する金銭の貸付けその他の非居住者に対する資金の運用に充てるために行う次の各号に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

一 第二十条第一号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の預金契約で政令で定めるものに基づく債権の発生等に係る取引
二 第二十条第二号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引

三 その他政令で定める取引又は行為

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔山本富雄君登壇、拍手〕

○山本富雄君 ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本院先議に係るものでありまして、その内容は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわゆる「外—外取引」を行うオフショア市場を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、オフショア市場創設による円の国際化促進の効果、オフショア勘定と国内勘定との実効ある遮断措置のあり方、円の国際化を国内市場に先行して推進していることは是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。議院運営委員長遠藤要君。

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月四日

議院運営委員長 遠藤 要
参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十一年四月四日 参議院會議録第九号 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案外二件

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から、立法事務費の月額を、議員一人につき現行の六十万円から六十五万円に改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和六十一年度において約四億五千七百八十万円である。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年四月一日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「六十万円」を「六十五万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

審査報告書

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月四日

議院運営委員長 遠藤 要

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政治倫理審査会に出頭した参考人に対し、委員会に出頭した参考人と同様に、旅費及び日当を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年四月一日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「参考人」の下に「並びに政治倫理審査会の要求により、政治倫理審査会に出頭した参考人」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月四日

議院運営委員長 遠藤 要

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から、議員の秘書に支給される勤続特別手当について、その支給割合及び適用区分を改め、勤続五年以上八年未満について給料月額額の五パーセント、以後三年ごとに三パーセントずつ二十三パーセントに至るまで加算することとし、また、新たに、在職期間二十五年以上の秘書については、永年勤続特別手当として、給料月額額の七パーセントに相当する額を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和六十一年度において約六千三百万円である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年四月一日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「この条の下に」及び「次条」を加え、同項各号を次のように改める。

一 在職期間が五年以上八年未満の場合 百分の五

二 在職期間が八年以上十一年未満の場合 百分の八

三 在職期間が十一年以上十四年未満の場合 百分の十一

四 在職期間が十四年以上十七年未満の場合 百分の十四

五 在職期間が十七年以上二十年未満の場合 百分の十七

六 在職期間が二十年以上二十三年未満の場合 百分の二十

七 在職期間が二十三年以上の場合 百分の二十三

第二条の三第二項を削る。

第二条の三の次に次の二条を加える。
(永年勤続特別手当)

第二条の四 国会議員の秘書でその在職期間が二十五年以上であるものは、永年勤続特別手当月額として、その者が受けるべき給料月額に百分の七を乗じて得た額を受ける。

(在職期間の計算)

第二条の五 前二条の在職期間の計算については、両議院の議長が協議して定める。

第三条第二項及び第四条第二項中「及び勤続特

二七九

議員

中野 鉄造君	矢原 秀男君
刈田 貞子君	坂山 映子君
小西 博行君	大川 清幸君
桑名 義治君	馬場 富君
鶴岡 洋君	中村 鋭一君
伊藤 郁男君	太田 淳夫君
服部 信吾君	藤原 房雄君
秦 豊君	井上 計君
中野 明君	三木 忠雄君
峯山 昭範君	飯田 忠雄君
柳澤 鍊造君	山田 勇君
大城 眞順君	宮澤 弘君
塩出 啓典君	和田 教美君
栗林 卓司君	柄谷 道一君
鳩山威一郎君	福岡日出磨君
田代富士男君	多田 省吾君
高桑 榮松君	中西 珠子君
田淵 哲也君	三治 重信君
秦野 章君	夏目 忠雄君
鈴木 一弘君	二宮 文造君
白木義一郎君	高木健太郎君
伏見 康治君	藤井 恒男君
関 嘉彦君	田中 正巳君
徳永 正利君	中山 千夏君
木本平八郎君	青木 茂君
下村 泰君	山田耕三郎君
喜屋武眞榮君	青島 幸男君
石井 一二君	浦田 勝君
大浜 方榮君	岡野 裕君
海江田鶴造君	宮島 晃君
森山 眞弓君	小島 静馬君

村上 正邦君	松浦 功君
仲川 幸男君	内藤 健君
高木 正明君	藤井 孝男君
宮田 輝君	森下 泰君
沢田 一精君	佐々木 満君
北 修二君	長谷川 信君
高平 公友君	山東 昭子君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君
岡田 広君	大鷹 淑子君
堀内 俊夫君	上條 勝久君
遠藤 要君	熊谷太三郎君
源田 実君	藏内 修治君
岩動 道行君	石本 茂君
服部 安司君	平井 卓志君
中村 太郎君	土屋 義彦君
大坪健一郎君	松尾 官平君
板垣 正君	梶原 清君
前島英三郎君	石井 道子君
添田増太郎君	藤田 栄君
吉村 真事君	吉川 芳男君
吉川 博君	倉田 寛之君
工藤万砂美君	名尾 良孝君
志村 哲良君	杉元 恒雄君
曾根田郁夫君	佐藤榮佐久君
大河原太一郎君	田沢 智治君
関口 恵造君	川原新次郎君
岡部 三郎君	大木 浩君
江島 淳君	降矢 敬義君
真鍋 賢二君	岩崎 純三君
遠藤 政夫君	金丸 三郎君
亀長 友義君	下条進一郎君
成相 善十君	斎藤 十朗君

伊江 朝雄君	亀井 久興君
大島 友治君	井上 吉夫君
安孫子藤吉君	坂元 親男君
藤田 正明君	山内 一郎君
西村 尚治君	加藤 武徳君
初村滝一郎君	松垣徳太郎君
長田 裕二君	世耕 政隆君
中山 太郎君	増田 盛君
福田 宏一君	杉山 令肇君
野末 陳平君	矢野俊比古君
柳川 覺治君	水谷 力君
松岡清寿男君	田 英夫君
宇都宮徳馬君	竹山 裕君
出口 廣光君	林 健太郎君
藤野 賢二君	星 長治君
岩本 政光君	井上 孝君
前田 敷男君	岩上 二郎君
谷川 寛三君	井上 裕君
田代由紀男君	高杉 勉忠君
林 寛子君	山本 富雄君
堀江 正夫君	増岡 康治君
最上 進君	藤井 裕久君
森田 重郎君	志村 愛子君
原 文兵衛君	河本嘉久蔵君
堀木 又三君	嶋崎 均君
小林 国司君	小山 一平君
浜本 万三君	鈴木 省吾君
古賀雷四郎君	林 道君
安田 隆明君	山崎 竜男君
上田 稔君	久保 亘君
安永 英雄君	梶原 敬義君
稻村 稔夫君	菅野 久光君

國務大臣

内閣總理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	鈴木 省吾君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	海部 俊樹君
厚生大臣	今井 勇君
農林水産大臣	羽田 孜君
通商産業大臣	渡辺美智雄君
運輸大臣	三塚 博君
郵政大臣	佐藤 文生君

吉川 春子君	下田 京子君
糸久八重子君	久保田真由君
鈴木 和美君	近藤 忠孝君
佐藤 昭夫君	山田 譲君
佐藤 三吾君	大森 昭君
松前 達郎君	安武 洋子君
内藤 功君	安恒 良一君
大木 正吾君	丸谷 金保君
矢田部 理君	志苦 裕君
福岡 知之君	橋本 敦君
野田 哲君	対馬 孝且君
粕谷 照美君	片山 甚市君
目黒今朝次郎君	立木 洋君
山中 郁子君	鶴山 篤君
和田 静夫君	松本 英一君
中村 哲君	小笠原貞子君
市川 正一君	竹田 四郎君
村沢 牧君	上野 雄文君
瀬谷 英行君	小柳 勇君
秋山 長造君	上田耕一郎君
宮本 顯治君	

議長の報告事項
去る三月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高木健太郎君

補欠

太田 淳夫君

地方行政委員

辞任

伊江 朝雄君

補欠

出口 廣光君

石井 道子君

上田 稔君

労働大臣 林 道君
建設大臣 江藤 隆美君
自治大臣 小沢 一郎君
国家公安委員会委員長
内閣官房長官 後藤田正晴君
国務大臣 江崎 真澄君
国務大臣 古賀雷四郎君
北海道開発庁長官 加藤 紘一君
沖縄開発庁長官 平泉 渉君
国務大臣 河野 洋平君
国務大臣 森 美秀君
環境庁長官 山崎平八郎君
国務大臣 山崎平八郎君

法務委員

辞任

倉田 寛之君

補欠

林 道君

神谷信之助君

橋本 敦君

外務委員

辞任

坂元 親男君

補欠

板垣 正君

八百板 正君

久保田真直君

大蔵委員

辞任

出口 廣光君

補欠

伊江 朝雄君

服部 信吾君

桑名 義治君

文教委員

辞任

太田 淳夫君

補欠

高木健太郎君

社会労働委員

辞任

上田 稔君

補欠

石井 道子君

山田 謙君

高杉 勉忠君

農林水産委員

辞任

久保田真直君

補欠

八百板 正君

高杉 勉忠君

山田 謙君

藤井 恒男君

田淵 哲也君

運輸委員

辞任

岩上 二郎君

補欠

倉田 寛之君

通信委員

辞任

桑名 義治君

補欠

服部 信吾君

建設委員

辞任

小林 国司君

補欠

福田 宏一君

予算委員

辞任

石井 一二君

補欠

坂元 親男君

藤田 正明君

倉田 寛之君

石本 茂君

矢野俊比古君

岩本 政光君

松岡満寿男君

関口 恵造君

吉川 芳男君

宮澤 弘君

吉村 真事君

服部 信吾君

和田 教美君

山中 郁子君

橋本 敦君

決算委員

辞任

矢野俊比古君

補欠

石本 茂君

議院運営委員

辞任

土屋 義彦君

補欠

石井 一二君

松岡満寿男君

岩本 政光君

吉川 芳男君

関口 恵造君

吉村 真事君

宮澤 弘君

懲罰委員

辞任

井上 孝君

補欠

小林 国司君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三十一号)

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法案(閣法第二十八号)

同日議長は、次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第二十八号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)

生物系特定産業技術研究推進機構法案(閣法第二十七号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

郵便法等の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員桑原君提出米軍の有事来援問題等に関する質問に対する答弁書

する質問に対する答弁書

参議院議員小笠原貞子君提出北海道の酪農・畜産対策に関する質問に対する答弁書

同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律

踏切道改良促進法の一部を改正する法律

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

る法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく昭和六十一年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

去る三月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

後藤 正夫君 補欠 板垣 正君

外務委員

板垣 正君 補欠 後藤 正夫君

予算委員

金丸 三郎君 補欠 大河原太一郎君

長田 裕二君 補欠 伊江 朝雄君

松岡満寿男君 補欠 岩本 政光君

矢野俊比古君 補欠 石本 茂君

吉川 芳男君 補欠 関口 恵造君

吉村 貞事君 補欠 宮澤 弘君

久保田真田君 補欠 村沢 牧君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

議院運営委員

辞任 岩本 政光君 補欠 松岡満寿男君

関口 恵造君 吉川 芳男君

宮澤 弘君 吉村 貞事君

同日次の質問主意書(小笠原貞子君提出)に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 伊江 朝雄君 補欠 長田 裕二君

大河原太一郎君 金丸 三郎君

村沢 牧君 久保田真田君

飯田 忠雄君 中野 鉄造君

中西 珠子君 服部 信吾君

橋本 敦君 上田耕一郎君

決算委員

辞任 山中 郁子君 補欠 橋本 敦君

議院運営委員

辞任 中野 鉄造君 補欠 飯田 忠雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八二号)

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案(閣法第八五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(閣法第八三三号)
国有財産法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

柳澤 鍊造君

補欠

中村 鋭一君

地方行政委員

辞任

丸谷 金保君

補欠

稲村 稔夫君

神谷信之助君

下田 京子君

三治 重信君

井上 計君

法務委員

辞任

寺田 熊雄君

補欠

秋山 長造君

外務委員

辞任

秋山 長造君

補欠

寺田 熊雄君

久保田真田君

中村 哲君

大蔵委員

辞任

赤桐 操君

補欠

大木 正吾君

村沢 牧君

久保 亘君

文教委員

辞任

久保 亘君

補欠

八百板 正君

中村 哲君

久保田真田君

社会労働委員

辞任

対馬 孝且君

補欠

安恒 良一君

農林水産委員

辞任

稲村 稔夫君

補欠

丸谷 金保君

八百板 正君

村沢 牧君

下田 京子君

神谷信之助君

商工委員

辞任

井上 計君

補欠

三治 重信君

運輸委員

辞任

安恒 良一君

補欠

対馬 孝且君

通信委員

辞任

大木 正吾君

補欠

赤桐 操君

中村 鋭一君

柳澤 鍊造君

建設委員

辞任

福田 安二君

補欠

坂元 親男君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

予算委員

辞任

坂元 親男君

補欠

上田耕一郎君

近藤 忠孝君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一三号)

特定都市鉄道整備促進特別措置法案(閣法第三九号)

東北開発株式会社法を廃止する法律案(閣法第四五五号)

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四四四号)

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)

建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案(閣法第八六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第八七号)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を議院運営委員会に付託した。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第八八号)

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百四回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

憲法第七條の助言と承認の実体に関する質問主意書(飯田忠雄君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出OTHレーダーの運用に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出自衛隊の見直し問題等に関する質問に対する答弁書

参議院議員藤原房雄君提出畜産物の価格安定等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出F4ファントムの試改修結果とその運用に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月九日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出次期対地支援機(FSX)の導入に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月九日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名 官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

官職名

昭和六十一年四月四日 参議院會議録第九号 議長の報告事項

二八四

同日内閣総理大臣から議長宛、高等海難審判庁長官田原不二三君(同日議長承認)を第百四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

中村 鋭一君

補欠

田淵 哲也君

地方行政委員

辞任

下田 京子君

補欠

神谷信之助君

法務委員

辞任

井上 計君

補欠

三治 重信君

外務委員

辞任

秋山 長造君

補欠

寺田 熊雄君

大蔵委員

辞任

寺田 熊雄君

補欠

秋山 長造君

建設委員

辞任

大木 正吾君

補欠

丸谷 金保君

農林水産委員

辞任

久保 亘君

補欠

村沢 牧君

文教委員

辞任

八百板 正君

補欠

久保 亘君

社会労働委員

辞任

小西 博行君

補欠

関 嘉彦君

農林水産委員

辞任

丸谷 金保君

補欠

大木 正吾君

村沢 牧君

八百板 正君

山田 譲君

鈴木 和美君

神谷信之助君

下田 京子君

田淵 哲也君

柳澤 鍊造君

商工委員

辞任

福岡 知之君

補欠

対馬 孝且君

運輸委員

辞任

三治 重信君

補欠

井上 計君

通信委員

辞任

対馬 孝且君

補欠

安恒 良一君

建設委員

辞任

服部 信吾君

補欠

桑名 義治君

予算委員

辞任

坂元 親男君

補欠

福田 宏一君

予算委員

辞任

倉田 寛之君

補欠

竹山 裕君

斎藤 十朗君

坂元 親男君

和田 教美君

高桑 栄松君

喜屋武眞榮君

下村 泰君

決算委員

辞任

竹山 裕君

補欠

倉田 寛之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

寺田 熊雄君

補欠

久保 亘君

安恒 良一君

村沢 牧君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

目黒今朝次郎君

補欠

曾野 久光君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 寺田 熊雄君 (寺田熊雄君の補欠)

社会労働委員会

理事 高杉 勉忠君 (高杉勉忠君の補欠)

運輸委員会

理事 安恒 良一君 (安恒良一君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

衆議院解散詔書の効力に関する質問主意書(飯田忠雄君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

憲法第七条の助言と承認の実体に関する質問主意書(飯田忠雄君提出)

昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

田淵 哲也君

補欠

柳澤 鍊造君

地方行政委員

辞任

稲村 稔夫君

補欠

丸谷 金保君

法務委員

辞任

神谷信之助君

補欠

佐藤 昭夫君

外務委員

辞任

三治 重信君

補欠

井上 計君

大蔵委員

辞任

中村 哲君

補欠

久保田真田君

建設委員

辞任

丸谷 金保君

補欠

赤桐 操君

文教委員

辞任

久保田真田君

補欠

中村 哲君

予算委員

辞任

関 嘉彦君

補欠

小西 博行君

社会労働委員

辞任

補欠

福間 知之君
佐藤 昭夫君対馬 孝且君
神谷信之助君

農林水産委員

辞任

補欠

大木 正吾君
鈴木 和美君
柳澤 鍊造君稲村 稔夫君
山田 謙君
田淵 哲也君

商工委員

辞任

補欠

対馬 孝且君
井上 計君福間 知之君
三治 重信君

通信委員

辞任

補欠

赤桐 操君

大木 正吾君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

補欠

久保 亘君
村沢 牧君寺田 熊雄君
安恒 良一君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

菅野 久光君

目黒今朝次郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

理事 北 修二君 (板垣正君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

社会労働委員会に付託

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

商工委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算及び昭和六十一年度政府関係機関予算審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)審査報告書

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九号)審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書

OTHレーダーの運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年三月十七日

参議院議長 木村 睦男殿 秦 豊

OTHレーダーの運用に関する質問主意書

OTHレーダーについての最近の政府側答弁では、なお曖昧な点が残されているが、特に次の諸点について明らかにされたい。

一 横浜市上瀬谷に建設される米海軍の「艦隊作戦監視情報センター」(FOSSIC)は、どんな機能と役割を持つているのか。

二 わが国が設置するOTHレーダーの情報は、システムとして恒常的にこのFOSSICに集中されるのか。

三 それとも、日本側の判断によつては、情報が提供されないこともあり得るのか。

四 アムチトカやグアムに建設される米海軍のOTHレーダーと、わが国が設置するOTHレーダーは、一種のネットワークを形成するのではないのか。

五 OTHレーダーのいわゆるソフトは、どのようなものによつて構成されているのか。

六 OTHレーダー本体に附属しているソフトは、いわば第一次的なものにすぎず、それだけでは、正確かつ的確な判断の資料は得られないのではないのか。

七 上瀬谷のFOSSICが備えているのが最終的なソフトの本体であり、そのシステムの解析と整理によつて、初めて、第一次的な生データが作戦上の判断を下すに足る有効性を持つのではないのか。

八 今国会において政府は、「OTHレーダーについては日本独自の運用が可能である」旨答弁しているが、OTHレーダーの本体だけを独自に運用して得られるデータの精密さや有効性について、政府は確信を持つているのか。

九 バイカル湖周辺からカムチャツカ半島に至る広大なエリアを対象とした場合、「日本独自のOTHレーダー一基」だけで、どの程度の効果的な運用ができるのか。米海軍又は空軍のOTHレーダー群との連携なくして成り立つと考える根拠は何か。

十 米国防総省は今、グローバルなサーベイランス・システムを構想している。それは、同盟諸国の得た情報を一元的に統合し、その解析結果を同盟諸国の要請に応じて提供しようとするもので、まずNATO諸国で実施する計画と聞くがどうか。

十一 太平洋地域におけるOTHレーダーの運用も、この構想の域外であるとは到底考えられない。したがって、防衛庁のいうような「独自の運用」などは、きわめて非現実と考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

昭和六十一年四月四日 参議院會議録第九号 質問主意書及び答弁書

昭和六十一年四月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員衆議院議員提出OTHレーダーの運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衆議院議員提出OTHレーダーの運用に関する質問に対する答弁書

一について

上瀬谷通信施設において、御指摘のような「艦隊作戦監視情報センター」なるものが建設されることは承知していない。

二から七まで及び十について

OTHレーダーについては、中期防衛力整備計画に基づき、今後、検討の上、必要な措置を講ずることとしており、仮に自衛隊が同レーダーを整備した場合において、これをどのようなように運用するか、またその運用にどのようなソフトウェアが必要かという問題については、具体的に申し述べる段階にない。

いずれにしても、同レーダーの運用により得られる情報が我が国の防衛のため有効であると判断された場合に、これを整備することになることは言うまでもない。

なお、一般的に日米間の情報交換については、日米安保体制下において、我が国が、自主的判断に基づき、国益に則して、米国との間で平素から情報を交換することは当然であると考

えている。
八について

OTHレーダーに関する防衛庁のこれまでの一般的な検討によれば、仮にOTHレーダーを整備する場合、同レーダーを本土周辺の島嶼地域に設置することにより、我が国の本土防空、洋上防空等の観点から関心のある地域の相当部分を、効果的に監視し得ると判断している。

九について

御指摘のような計画があることは承知していない。

自衛隊の見直し問題等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年三月十七日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員衆議院議員提出OTHレーダーの見直し問題等に関する質問主意書

自衛隊の見直し問題等に関する質問主意書
昨年十一月六日、参議院予算委員会での私の質疑に対して、加藤防衛庁長官は、「陸海空の効率的な再編成」を示唆する重要な答弁をされたが、その後の経過も踏まえて、政府側の方針を伺いたい。
一 新型対空ミサイル「パトリオット」の導入を契機として、防空機能の一元化や再編については、基本的にどう考えているのか。新パッジシ

システムとの関連を踏まえて伺いたい。

二 より根本的な問題としては、現在の陸・海・空三自衛隊の編成について、有事と平時の編成をより画然と分けるべきではないのか。

三 現在の陸上自衛隊の配置については、全く見直さないのか。

四 陸上師団の再編を行い、より強化すべき師団と、より軽量化した戦術師団の編成に、切り替える等の考えはないのか。

五 防衛庁内で進めている業務運営に関する改善検討作業のうち、統合訓練についての新たな実施計画は、どこまで具体化しているのか。

六 各自衛隊作戦部隊間の通信の円滑化と改善については、どのような成果を得たのか。

七 また、骨幹的な通信網の統合運用については、どのようにまとめたのか。

八 共通装備品、物品等の調達・補給の一元化については、どこまで作業が進んだのか。

九 関連して、共通装備に関する教育等の統合についての素案は、どのようにまとめたのか。

十 業務の民間委託、リース、レンタル制度等についてはどうか。

十一 内部部局組織の見直しは、どのような方向でまとまりつつあるのか。

十二 将官削減の措置から見て、防衛大学校の採用人員はどうするのか。

昭和六十一年四月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員衆議院議員提出自衛隊の見直し問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衆議院議員提出自衛隊の見直し問題等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

(一) 昭和六十一年十一月六日、参議院予算委員会における防衛庁長官の答弁は、防衛計画の大綱(以下「大綱」という)自体の持つ弾力的な考え方を踏まえた上で、将来の防衛力整備の在り方として、例えば、「大綱」別表に定めている各自衛隊の境を取り外して最も有効かつ効率的な防衛力について検討してみることが必要ではないかとの考え方を述べたものである。

(二) 政府は、昭和六十一年九月「大綱」に定める防衛力の水準の達成を図ることを目標とする中期防衛力整備計画を策定し、その着実な実施に努めているところであり、現在、「大綱」を変更することは考えていない。

五から十二までについて

(一) 現在、防衛庁の各担当部局において、業務運営に関する改善検討事項について、目標スケジュールに従い、資料の収集、実態調査等を行っており、昭和六十一年四月下旬を目途

に、第一回目の具体的検討結果の取りまとめを行いたいと考えている。

したがって、現時点で個々の具体的内容について申し述べる段階にはない。

(二) なお、防衛大学の学生数等の見直しについては、昭和六十一年の給与制度改定に伴う将職の将補職への階級変更等の計画との関連において検討しているものではない。

米軍の有事来援問題等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年三月十九日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

米軍の有事来援問題等に関する質問主意書
わが国有事における米軍の来援問題にからみ、機微には属さない一般的な問題点について質問する。

一 政府は、わが国有事に際しての米軍来援については、確信を有しているのか。

二 確信ありとすれば、それは何に基づくのか。

三 米軍の有事来援の規模については、去る昭和五十九年末に策定された日米共同作戦計画に盛り込まれているのか。

四 来援の時期、つまり米軍来援までに要する期間についても触れられているのか。

五 米軍の来援能力は、陸・海・空のそれぞれについて明示されているのか。

六 米軍は従来、欧州や中東に対する有事投入計画については、毎年公表される国防報告で兵力量や所要日数に至るまできわめて具体的に記述している。わが国に対しては、何故このような方法がとられていないのか。これは、米政府の意向によるものか、それとも日本政府の要請に沿ったものなのか。

七 米軍としては、他地域への来援の態様によつては、対日來援の規模と時期はきわめて流動的と考えているのではないか。

八 日米共同作戦計画においても、対象国の対日侵攻は、グローバルな軍事対決の一環として設想されているのか。

九 日米共同作戦計画においては、わが国固有の方針や防衛政策の基本、つまり非核三原則、専守防衛、個別的自衛権等はどうのように前提とされているのか。

昭和六十一年三月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出米軍の有事来援問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出米軍の有事来援問題等に関する質問に対する答弁書

一 から九までについて

(一) 「日米防衛協力のための指針」に基づいて実施している共同作戦計画の研究のシナリオ、日米の投入兵力の見積り等の内容については、事柄の性質上答弁することを差し控えた。

なお、この研究は、右「指針」の前提条件から明らかなとおり、憲法、非核三原則等の下で行っているものである。

(二) 米軍は、従来から、累次の機会に日米安保条約に基づく対日防衛義務を遵守する旨確言しているところである。

中期防衛力整備計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年三月十九日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

中期防衛力整備計画に関する質問主意書
中期防衛力整備計画に関して、いくつか質問する。

一 中期防衛力整備計画(以下、「中防」と略記する。)が達成された段階では、三海峡の通航阻止

能力は所要の水準に達するのか。

二 同様に、一千海里シールレーン海域での対潜作戦能力についてはどうか。

三 また、中防達成時における本土防空能力は、十全となるのか。

四 更に、中防達成時においては、わが国の継続能力は一カ月間の水準を超えて、二ないし三カ月間の持久を可能とするレベルに達するのか。

右質問する。

昭和六十一年三月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出中期防衛力整備計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出中期防衛力整備計画に関する質問に対する答弁書

一 から四までについて

中期防衛力整備計画の完成時における自衛隊の能力については、事態の様相にもよるので一概には言えないが、「限定的かつ小規模」な侵略事態に対して、おおむね次のとおりと考えている。

(一) 哨戒、船団護衛、海峡・港湾の防備等各種作戦の組合せによる海上交通の安全確保に当たつての対潜能力については、我が国周辺数百海里、航路帯を設ける場合はおおむね千海里

程度の海域において、相当程度の能力が発揮できるものと考えている。

(二) また、本土防空能力については、侵襲地域の特性にもよるが、防空部隊の集中運用が効果的に実施できれば、全般的には、ほぼ互角の防空戦闘が期待できるものと考えている。

(三) なお、着上陸侵襲に対しての継続能力については、侵襲地域への防衛部隊の集中が効果的に実施できれば、一定期間、相手に占領の既成事実を作らせることなく持久戦闘ができるものと考えているが、この期間については、一義的に申し述べることはできない。

北海道の酪農・畜産対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年三月二十日

小笠原貞子

参議院議長 木村 睦男殿

北海道の酪農・畜産対策に関する質問主意書

書
全国農協中央会は、全国の畜産農家約一万余戸の経営内容を調査し、「健全な経営」三六%、「やや経営不振」四九%、「かなりの経営不振」一三%、「経営の継続が困難」二%という中間結果の報告を行った。

このことにも見られるように、生産資材の高値安定、生産者価格の抑制、規模拡大の投資と償還金増大及び利払いの肥大化、外国農畜産物の輸入増大による国内市場の圧迫などにより、近年の負債整理資金対策の効果を失わせ、農家の必死の努力にもかかわらず農家の経営は危機に瀕している。

全国生乳生産の三五%を占めるなど「食糧・畜産基地」といわれる北海道にとつて、基幹産業である酪農・畜産業の健全な発展と農家経済の再建は、地域経済にとつても急務となつてい

私は、市場全面開放などの対米従属的食糧政策、軍備拡大、大企業優先の政治の根本的転換による国内農業の危機打開を求めつつ、とりわけ、北海道の酪農・畜産に関する当面の諸点について、日本政府の責任において実効ある措置がとられることを強く求めて、以下具体的に質問する。

一 外国農畜産物の輸入抑制

昨年十二月より生乳「過剰」に対処するため生産者は出荷量の二%以上に食紅を加えるなど、生産抑制に追い込まれた。また中央酪農会議は、昭和六十一年度の出荷目標として前年度比三・一%の減産をきめた。

生産者が計画生産にとりくんでいる最中、昭和六十一年の乳製品輸入は、前年比五・六%増の二百六十四万トン(生乳換算)と史上最高を記録した。これは北海道生乳生産量を大幅に上回る膨大なもので、需給関係に重大な悪影響をおよぼ

している。

(1) 国会決議との関連

たとえば、参議院農林水産委員会は昭和五十九年三月二十九日、畜産物輸入の自由化・枠拡大が畜産農家の犠牲となることのないよう、また牛乳・乳製品の国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう政府に対処を求める決議をしている。今日の史上最高の輸入は、これまでの国会決議に違反しているとは考えないか。

(2) 輸入の削減

農林水産省の「農産物の需給と生産の長期見通し」では、牛乳・乳製品の自給率を昭和六十五年八九%としているが、現実には低下傾向にある。凝乳製品など、外国乳製品の輸入拡大に歯止めをかけ、国内生産を振興し、新年度から輸入を削減する決意で対処すべきであると思うがどうか。

(3) 牛肉等の輸入抑制

牛肉輸入及び肉用牛の生体輸入について、国内需給及び価格に混乱を生じないよう、抑制指導の措置をとるべきであると思うがどうか。

(4) 輸入制限十二品目

農産物の残存輸入制限十二品目に対する米国の不当な開放要求への屈服は、北海道農業の多面的発展と生産基盤全体を崩壊する恐れ行ふべきではないと思うがどうか。

二 加工原料乳の限度数量の拡大

(1) 昭和六十年度の過少見積り

中央酪農会議の生乳需給計画では、加工原料向け需要見込量は二百四十七万トンであるのに、政府は限度数量を二百三十万トンに抑えた。生産者は計画生産オーバー六万八千トンと見込み全乳哺育、特別余乳対策を実施しているが、最近では北海道において七万二千トンの余乳が出る見込みである。

私は、昨年三月の参議院農林水産委員会、限度数量枠の拡大を求め、佐藤農林水産大臣は「総合的に勘案、適正に決めたい」と答えた。その後の経過をみると、輸入は史上最高、生産は抑制、そのうえ大幅な余乳による手取り乳価の低下に苦しめられているが、これは政府の限度数量の過少見積りで「適正」な決定ではなかったからではないのか。

また、補給金ゼロの乳価を農民に押しつけるのは不当であり、限度数量枠の追加拡大をすべきだと思うが、政府はどう考えるか。

(2) 六十一年度の枠拡大

北海道酪農協会は加工原料向けとして二百四十五万トン要望決議している。

生産者団体は、昨年十二月から生産削減をしているが、中央酪農会議の需給計画で前年度を下回るよう抑えており、国として限度数量の必要枠を拡大し、余乳による低乳価を農民に強いるべきではないと考えるがどうか。

三 生産者乳価引上げと農業経営の再建

(1) 手取り乳価の低下

「農村物価指数」によると、北海道の生乳農家販売価格(キロ当たり)は、昭和五十八年十二月九・三円、五十九年十二月八・九・五円、六十年十二月八・七・九円と、この二年間で三・四円もの実質ダウンとなつてゐる。この点について、政府はどう認識してゐるか。

(2) 保証乳価の引上げ

各種奨励金のカット、市乳率の低下、余乳等により、本道生産農民の手取り乳価は低下してゐる。保証乳価の四年すえおきは、国内酪農生産の発展に責任を負う立場ではない。再生産をつぐなえるよう保証乳価の引上げをはかる考えはないのかどうか。

(3) 生産制限による経営困難

北信連の調査によつても、酪農主産地の宗谷、釧路などの正組合員一人当たりの昨年末借入金(宗谷では前年比十八万円増の三千百三十九万円)はかなり増えている。酪農負債整理資金活用農家は、経営改善合理化計画では乳量を毎年五〜一〇%ずつ増産することになつてゐるが、昨年暮れからの生産制限はこの前提を狂わせ、資金償還を困難にし、農業経営を危機においこんでゐる。

乳量拡大による増収不能は、諸制度資金の償還を困難にし、その政治責任は史上最高の乳製品輸入などを強行している自民党農政に

あるのは明らかである。これによつて経営改善計画の破綻した農家には、政府としてどう

いう対策をとるのか、明確にされたい。

更に、農林水産省は昨年十月「今後の酪農負債整理資金対策の進め方について」の通達で、「新たな負債対策を要する場合には、都道府県の責任において自作農維持資金(再建整備資金)の活用を図ること」として、国としての政策展開を放棄し都道府県の責任にしているが、政府として新局面を迎えた農家経営実態を調査し、今後の金融対策を検討すべきであると思ふがどうか。

四 牛乳の消費拡大

(1) 還元乳の規制

昨年の牛乳消費は減少したが、バターと脱脂粉乳等を水で混ぜたいわゆる還元乳は増えている。私は、昨年四月の参議院予算委員会、還元乳の増により牛乳使用率はこの十年で一一%も落ちこんでおり、これによるメーカー利益は六十億円にもなつてゐることを指摘し、生乳使用率の引上げを求めた。政府は、昭和六十一年度は二十一万トン使用させるよう指導すると約束していたがどうなつたか。実績を明らかにされたい。また、せめて十年前の使用率三五%への復原を早急に実行することは可能と考えるが、どうか。

(2) 保育所など福祉施設等での消費拡大

発育途上にある幼児の保育所において脱脂粉乳を飲ませている数は約二〇%になる。栄養豊かな牛乳の消費拡大のため、関連対策事業を拡充するとともに、児童・老人など福祉牛乳がゆきわたるよう、政府として積極策をとる考えはないか。

(3) 学校給食

かつて国は学校給食普及拡大と、児童・生徒の健全な発達のため、二百CC当たり五円八十銭の助成をしていたが、今は五円に下がつたままである。

学校給食は、道内飲用乳の一五%を占めており、消費拡大と児童の発育促進のためにも国庫補助金廃止計画をやめて、補助金引上げをはかるべきではないか。また、特に中学校での給食拡大の具体策については、どう考えてゐるのか。

五 配合飼料価格の引下げ

大蔵省の「日本貿易月表」によれば、輸入飼料のトン当たり平均単価は、昨年十月から急速に低下し、半年前と比較すると十二月で約一万一千円(三五%)も低下している。

区 分	59 年 12 月	60 年 6 月	60 年 12 月
とうもろこし	三四、九四二円	三四、八七七円	二三、八二五円
とうりやん	三〇、六二八円	三一、一九九円	二〇、一五二円

(「日本貿易月表」より作成。トン当たり平均単価)

(1) 輸入飼料の引下げ

生産農民の負担する一トン当たりのパラ価格は、わずか四千円しかダウンしていない。輸入価格の低下が末端小売価格に連動するよう、政府として指導すべきであると思ふがどうか。

(2) 円高差益の還元

最近の円相場の高騰は著しいものがあり、昨年九月の二百三十七円が十二月に二百二円、さらにこの二月には百八十四円前後となつ

てゐる。

これは、トン当たり二千六百円の輸入単価ダウンに相当するものであり、円高差益による不労所得は一カ月で六十二億円となり、これは全農など飼料会社社に帰属すべきものではない。これは、ユーザーである農民に還元すべきであると思ふがどうか。

昨年暮れ、全農は昭和六十年度上半期の単価を二百五円レートと想定して、トン当たり二千七百円を引下げたが、これでは不十分で

ある。期中であつても再引下げをはかるのが妥当ではないのか。また、実勢による利用者に還元をはかるべきだと思ふがどうか。

(3) 電力料金の引下げ

規模拡大と省力化など「近代化」の進んだ酪農・畜産農家にとつて、電気代の占める支出割合は年々高くなつてゐる。膨大な円高差益の発生、設備投資の過大見積りなど内部留保の増大分を、農家などユーザーへ還元すべきだと考へるがどうか。もし、還元するつもりなら、その時期と内容について、明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十一年三月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員小笠原貞子君提出北海道の酪農・畜産対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出北海道の酪農・畜産対策に関する質問に対する答弁書

一について

(1)、(2)及び(3) 牛乳・乳製品及び牛肉等の輸入については、合理的な国内生産による供給を基本とし、関係国との友好関係に留意しつつ、国内の需給動向を踏まえて適切に行うこと

とを基本としている。

(4) 農産物十二品目協議においては、米国との友好関係に留意しつつ、国内農業の健全な発展と調和のとれた形で行われるよう適切に対処していく考へである。

二について

(1) 昭和六十年度の加工原料乳の限度数量については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「法」という。)に基づき、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を総合的に考慮し、畜産振興審議会の答申を踏まえ、適正に決定したところである。

なお、加工原料乳の限度数量の年度途中における改定については、
ア 異常な経済変動等の事態において、はじめて行うべきものであること
イ 加工原料乳の限度数量を現時点において増加することは、生産刺激のあり、乳製品の過剰に拍車をかけるおそれがあること等の問題があり、困難である。

(2) 昭和六十一年度の加工原料乳の限度数量については、法に基づき、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を総合的に考慮し、畜産振興審議会の答申を踏まえ、適正に決定してまいりたい。

三について

(1) 生乳の農家販売価格の低下については、生

乳出荷量に対する乳製品向け処理量の割合の増加等によるものと考えられる。

(2) 昭和六十一年度の保証価格については、法に基づき、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮し、生乳の再生産の確保を旨として、畜産振興審議会の答申を踏まえ、適正に決定してまいりたい。

(3) 酪農経営負債整理資金借受農家については、資金の貸付けと併せて農業協同組合等が個別重点的に指導を行い経営改善を図つてきているが、昭和六十年度までに経営の安定しない農家については、昭和六十一年度以降において償還困難と見込まれる借入金について一括して酪農経営負債整理資金に借り換へる措置を講じ、経営の安定を図ることとしている。

また、個別に農業経営の再建整備を図ろうとする農家については、実情に応じ国の制度資金である自作農維持資金の中の再建整備資金の融通をもつて対処していきたいと考へている。

四について

(1) 昭和六十年度におけるはつ酵乳等向け牛乳取引の実績は、八万トン程度になるものと見込まれており、今後とも引き続き、はつ酵乳等向け生乳取引の推進に努めてまいりたい。

(2) 現在、保育所、老人福祉施設等における牛乳飲用促進のための助成を行つてゐるところ

であり、これらの推進を通じて今後とも飲用牛乳の消費拡大に努めてまいりたい。

(3) 学校給食用牛乳供給事業については、昭和六十一年度予算において、厳しい財政事情の下で、補助の基本単価の引下げ等を行うこととしたところであるが、供給数量に基本単価の引下げによる影響が及ばないよう消費拡大の度合に応じて単価の調整を行うなどにより、牛乳の消費の安定的拡大を図つてまいりたい。

五について

(1)及び(2) 配合飼料の農家渡し価格については、飼料穀物の国際価格の低下、為替相場の円高等から、昭和五十九年七月以降五回にわたる引下げが行われたところであるが、今後とも原料価格の動向等を注視するとともに、必要に応じ関係業界を指導してまいりたい。

(3) 電力業界の差益問題への対応については、今後、為替レート及び原油価格の動向、決算の状況等事態の推移を見守る一方で、需要家の利益のために差益を用いるとの原則の下に、有識者や電気事業審議会等の意見も聴きながら、昭和六十年度決算等が明らかに五月頃を目途に、慎重に具体的な方策について検討を進めてまいりたい。

畜産物の価格安定等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年三月二十四日

藤原 房雄

参議院議長 木村 睦男殿

畜産物の価格安定等に関する質問主意書

我が国の農業・食料政策を確立する上で、畜産・酪農の健全な発展を図ることが重要な意味を持つものであることは論を待たない。しかしながら、現下の畜産情勢には、各部門を通じて、全般的に厳しいものがある。

すなわち、畜産の多くが生産調整を強いられ、いるなかで、その需要は停滞ないし減少傾向を示しているが、またその一方で、海外からの輸入攻勢は衰えをみせていない。

このような事態をそのまま放置すれば、我が国における酪農をはじめとする畜産は、縮小再生産の方向に向かわざるを得ない厳しい状況にある。

従つて、こうした現状を踏まえ、我が国畜産の健全な発展を確保するため、昭和六十一年度における畜産物価格と政策のあり方に関し、以下の諸点につき政府の見解を質したい。

一 酪農について

現在、乳製品の在庫量が増加し、酪農生産の圧迫材料となつてゐる。このため、六十一年度の生乳計画生産目標は、史上はじめて前年度目

標を下回り、減産計画を実施せざるを得ないという事態に遭遇している。

しかしながら、その一方で、乳製品の輸入は、生乳換算で、加工原料乳限度数量（二百三十万トン）を大きく上回る二百六十四万トンとなつてゐる。

政府は、農政の基本として、国際化への対応から、足腰の強い農業の育成を緊要の課題としている。しかし、畜産物の多くは、大量輸入によつて国内需給に混乱を来し、国内の経営は圧迫されている。特に、輸入割当制度の下にある乳製品の輸入によつて、生乳需給が混乱し、長年にわたつて計画生産を余儀なくされてきた酪農についても、政府が、未だに過剰基調を前提に、計画生産を推進する必要があるとの認識をもつてゐることに、疑念を抱かざるを得ない。

(一) 牛乳・乳製品の国内生産が事実上過剰といえるのか。また、国内生産可能なものは自給を原則とするとの政府の方針に照らして、今日の事態は問題がないのか。特に、偽装乳製品についての輸入抑制措置を一層強力に行い、国内需給の改善を図る必要はないのか。これらの点についての政府の認識と見解を明らかにされたい。

(二) 現下の酪農経営は、五十四年以降、自らの努力によつて長期にわたる生産抑制を実施してきたにもかかわらず、大幅な減産を強いられる事態に直面しており、今後一層、経営環

境の悪化と生産意欲の低下が懸念されるところである。このような事態をどのように認識しているのか。また、このような環境の下で、足腰の強い経営の育成が早急に可能といえるのか、その展望と目標を明らかにされたい。

(三) 加工原料乳保証価格は、先の計画生産下においても、長期間にわたつて実質的に据え置かれてきた。その結果、将来の需要の伸びを期待して行われた設備投資が、多額の固定化負債となつて経営を圧迫している例も少なくない。このような現下の厳しい経営環境を克服し、酪農経営の安定を図るには、生乳生産量の三分の一を占める加工原料乳の保証価格を引き上げ、飲用乳を含めた乳価の適正化を実現するとともに、需要を拡大し、加工原料乳限度数量の拡大を実現すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

(四) 実質的に規模拡大が阻害されている酪農経営にあつては、負債が経営圧迫の大きな要因となつてゐる。現行の経営負債整理資金制度は、六十年度を最終年度としているが、次年度以降においても負債整理対策を継続実施すべきではないか。

今後の対応と現行制度の効果をどのように認識しているのか。また、債務超過農家の現状と対策についても明らかにされたい。

(五) 北海道の酪農にあつては、既に、いわゆる

EC並み水準の経営を実現した農家も多いとされているが、この際、EC並みとされる根拠は何か。具体的な経営内容の比較において明らかにされたい。

二 肉用牛生産について

牛肉の需給は比較的安定しており、その需要も他の食肉に比べて高い伸びを示している。しかし、近年その伸びも鈍化傾向を示しており、近い将来において、先の牛肉輸入枠拡大等が国内需給に与える影響も懸念されるところである。また、和子牛価格が五十七年から五十九年にかけて低迷したこととから雌和牛の屠殺が急増し、その資源維持の問題も憂慮されるところである。

(一) 日米・日豪牛肉交渉において、牛肉の輸入総枠は六十二年度を目標に十七万七千トン（部分肉ベース）とされた。この数値は、六十五年を目標準度とする需給の長期見通しの上限数値を前提にした輸入枠拡大可能な限界とも思われる数値である。しかし、近年、牛肉需要の伸びに鈍化傾向がみられ、また、昨秋以降の円高によつて、肉牛の生体輸入が急増するなど、牛肉の需給が混乱しかねない状況にあると思われる。今後の需給事情によつては、輸入割当数量の削減もあり得るのか。また、肉牛の生体輸入が無制限に増加し、国内需給に混乱を来すような事態が生じた場合、どのような対応策をとるのか明らかにさ

りたい。

(一) 近年の牛肉生産は、牛肉の輸入自由化問題に伴う子牛価格の低迷等によつて、雌和牛の屠殺頭数が大幅に増加し、肉用種雌牛の飼養頭数が減少している。また同時に、生乳の計画生産によつて、その淘汰が一巡し、国内牛肉資源の大宗を占めている乳用種にも、今後の大きな伸びは期待できず、将来の国内生産に不安を残している。

我が国の国土資源を有効活用でき、数少ない生産拡大可能な産品とされる国内牛肉資源の維持を図る観点から、少なくとも肉用牛農家が生産意欲を持ち得る所得の確保を図る必要があると考えるが、以上の点についての政府の認識と見解を明らかにされたい。

また、肉資源維持のための具体的な対応策についても明らかにされたい。

三 中小家畜生産について

養豚、養鶏の事情も厳しく、養豚にあつては、豚肉の国内生産量が大幅に増加し、豚肉の卸売価格が安定基準価格を大幅に下回り、子取り用(繁殖)雌豚の淘汰や畜産振興事業団の助成による調整保管が実施されている。

また、養鶏にあつては、四十九年以降生産調整が実施されている鶏卵は未だ需給と価格が不安定であり、鶏肉も輸入関税の引下げ等によつて一層の経営体質強化が必要となつていく。

(一) 近年の豚肉生産は、飼料価格の値下がり等

を反映し、大幅に増加している。また、その需要は伸び悩みの状態にあり、価格は異常な低落を見せている。このような中にあつて、豚肉の輸入は増加基調を示しており、生産者の努力による生産抑制や調整保管の効果も失われかねない。

一方、鶏卵・鶏肉にあつても、国内需給は必ずしも安定的にあるとはいえず、輸入の増加が国内需給に混乱を与えることは明らかである。

国内における豚肉・鶏肉等の需給事情を踏まえ、輸入抑制のための施策を実施すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

(二) 近年、養豚経営の環境悪化の下で、生産農家は、繁殖雌豚の調整を行うなど、価格安定のための努力を自ら行つていくが、国の助成等によつて強力な調整保管を実施することにも、生産者の努力に報いるため、再生産と所得の確保が可能となる安定価格の決定を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十一年四月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員藤原房雄君提出畜産物の価格安定等

に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤原房雄君提出畜産物の価格安定等に関する質問に対する答弁書

一(一)、二(一)及び三(一)について

畜産物の輸入については、合理的な国内生産による供給を基本とし、関係国との友好関係に留意しつつ、国内の需給動向を踏まえて適切に行うことを基本としている。

一(二)について

今後、牛乳・乳製品の需要は、従来のような高い伸びが期待しにくい。ため、生産者においては、質的充実による経営の体質強化と低コスト生産を行うことがこれまで以上に強く要請されている。

このため、長期的視点に立つて、需要に見合った計画的生産の推進を図る一方、飼料自給度の向上、経営管理・飼養管理技術の改善、乳肉複合経営への取組等を進めることにより、経営の合理化及び体質の強化を積極的に進めてまいりたい。

一(三)について

御質問の昭和六十一年度の加工原料乳の保証価格等については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)の規定に基づき、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮し、畜産振興審議会の答申を踏まえ、適正に決定したところである。

る。

一(四)について

酪農経営負債整理資金については、昭和五十六年度から五カ年計画で融通を行つており、この間において、借受農家は逐年減少するとともに、借受農家の生産性、収益性も逐年向上している。

また、この融資計画の最終年度である昭和六十年年度においては、同年度までに経営の安定しない農家について、今後の経営の安定を図るため、昭和六十一年度以降において償還困難と見込まれる借入金について一括して酪農経営負債整理資金に借り換える措置を講じたところである。

なお、個別に農業経営の再建整備を図ろうとする農家については、実情に応じ自作農維持資金の中の再建整備資金の融通が行われる。

一(五)について

EC諸国における酪農は、生乳生産と牛肉生産を一体的に行う経営であり、生乳生産を主体とする北海道の酪農とは経営内容を異にしているが、農家一戸当たりの乳牛成畜飼養頭数は、EC諸国平均が十六・五頭(昭和五十八年)であるのに対し、北海道は二十八・六頭(昭和五十八年)であり、また、経産牛一頭当たりの搾乳量は、EC諸国平均が四千三百七十五キログラム(昭和五十九年)であるのに対し、北海道は五千七百六十一キログラム(昭和五十九年)であ

り、既に、EC諸国並みの水準を実現している。

二の(二)について

肉用牛生産については、我が国の土地利用型農業の基軸として位置付け、長期的観点から総合的な振興・合理化を図ることとしており、牛肉価格安定制度、肉用子牛価格安定制度等により経営の安定を図るとともに、①飼養規模の安定的拡大、②低コスト経済肥育の普及、③経営内・地域内一貫生産の推進、④乳用種の肉利用の一層の推進、⑤中長期の目標としてのバイオテクノロジーを活用した受精卵移植技術の開発及び普及等を図り、生産の拡大と生産性の向上に努めてまいりたい。

三の(二)について

豚肉の調整保管については、昭和六十年十一月末から畜産振興事業団の助成による事業を実施し、豚肉の価格は着実な回復を見たところである。

また、昭和六十一年度における豚肉の安定価格については、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の規定に基づき、豚肉の生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮し、畜産振興審議会の答申を踏まえ、適正に決定したところである。

昭和六十一年四月四日 参議院會議録第九号

二九四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京五三二(六六)

一定価
一〇〇
円部